

# 秋田県県北地区広域汚泥資源化事業

## 要求水準書（案）

平成28年4月

秋 田 県



## 目 次

### 用語の定義

1 一般事項.....	1
1-1 計画概要.....	1
1-2 事業期間とスケジュール.....	1
1-2-1 事業期間.....	1
1-2-2 スケジュール.....	1
1-3 事業予定地の概要.....	2
1-3-1 事業予定地.....	2
1-3-2 立地条件.....	2
1-3-3 都市計画等に関する事項.....	2
1-4 責任分界点.....	3
1-5 事業の基本条件.....	4
1-5-1 整備対象施設と処理対象物の量及び性状.....	4
1-5-2 本施設の基本条件.....	6
1-5-3 公害防止基準.....	7
1-5-4 品質基準.....	9
1-6 業務範囲.....	10
1-6-1 民間事業者の業務範囲.....	10
1-6-2 本県の業務範囲.....	12
1-7 関係法令等.....	13
2 設計・施工業務に関する要件.....	14
2-1 設計・施工業務に関する基本的事項.....	14
2-1-1 事前調査.....	14
2-1-2 設計・施工時のユーティリティ.....	14
2-1-3 諸手続き等.....	14
2-1-4 設計・施工状況のモニタリング.....	15
2-1-5 完成図書.....	15
2-1-6 その他の事項.....	15
2-2 実施設計.....	16
2-2-1 設計に関する一般的事項.....	16
2-2-2 事前調査を踏まえた実施設計.....	16
2-3 施工.....	18
2-3-1 工事の開始.....	18
2-3-2 責任施工.....	18
2-3-3 施工計画書等の提出.....	18
2-3-4 作業日及び作業時間.....	19
2-3-5 材料及び機器.....	19

2-3-6	建築基準法の適用.....	19
2-3-7	基礎工.....	19
2-3-8	施工に係る地元雇用.....	19
2-4	施工管理.....	20
2-4-1	仮設計画.....	20
2-4-2	その他仮設建物.....	20
2-4-3	整地.....	20
2-4-4	工程会議.....	20
2-4-5	安全衛生管理.....	21
2-4-6	災害の防止.....	21
2-4-7	警備・保安.....	21
2-4-8	公害防止.....	21
2-4-9	環境保全.....	22
2-4-10	地中障害物.....	23
2-4-11	電波障害発生防止.....	23
2-4-12	建設廃棄物等の取り扱い.....	23
2-4-13	建設副産物の再生資源化等.....	23
2-4-14	復旧等.....	23
2-4-15	保険.....	23
2-5	工事検査.....	24
2-5-1	監督職員による確認及び立会等.....	24
2-5-2	完成検査等.....	24
2-5-3	検査結果が基準に達しなかった場合の措置.....	24
3	本施設の性能要件.....	26
3-1	共通事項.....	26
3-1-1	施設配置に関する要件.....	26
3-1-2	景観への影響に関する要件.....	26
3-1-3	機能性に関する要件.....	26
3-1-4	耐震性に関する要件.....	27
3-1-5	防災及び減災に関する要件.....	27
3-1-6	環境保全に関する要件.....	28
3-1-7	安全性に関する条件.....	28
3-2	土木・建築に関する要件.....	29
3-2-1	構造計画に係る要件.....	29
3-2-2	造成工事に係る要件.....	29
3-2-3	場内整備に係る要件.....	29
3-3	建築設備に関する要件.....	31
3-3-1	建築機械設備.....	31
3-3-2	建築電気設備.....	32

3-3-3	消防設備	32
3-4	機械設備に関する要件	33
3-4-1	計量設備（トラックスケール）	33
3-4-2	脱水ケーキ等受入れ設備	33
3-4-3	汚泥資源化設備	34
3-4-4	資源化物貯留搬出設備	34
3-4-5	排ガス処理設備	35
3-4-6	脱臭設備	35
3-4-7	用役設備	36
3-4-8	配管弁類	36
3-4-9	プラント排水処理設備	36
3-5	電気設備に関する要件	38
3-5-1	受変電設備	38
3-5-2	非常用自家発電設備	38
3-5-3	特殊電源設備	38
3-5-4	運転操作設備	38
3-5-5	計装設備	39
3-5-6	監視制御設備	40
4	施設の引渡しに関する要件	41
4-1	試運転	41
4-1-1	試運転	41
4-1-2	試運転期間中の環境対策	41
4-1-3	教育訓練	41
4-1-4	試運転期間中の費用負担	41
4-2	性能試験項目	42
4-3	予備性能試験	43
4-3-1	予備性能試験の条件	43
4-4	引渡性能試験	44
4-4-1	引渡性能試験の条件	44
4-5	性能試験等に係る費用	44
4-6	引渡し	45
4-7	性能保証	45
4-7-1	責任施工	45
4-7-2	性能保証事項	45
4-8	瑕疵担保	45
4-8-1	設計の瑕疵担保	45
4-8-2	施工の瑕疵担保	46
4-8-3	瑕疵の判定・補修に要する経費	46
5	運營業務に関する要件	47

5-1 基本的な要件	47
5-1-1 事業実施計画書及び年度実施計画書の作成	47
5-1-2 報告書の作成	48
5-2 運転管理業務に係る要件	50
5-2-1 運転業務	50
5-2-2 脱水ケーキ等の受入れ業務に関する要件	51
5-2-3 資源化物の管理に関する要件と資源化物の買取り	52
5-2-4 資源化物の利活用に関する要件	53
5-2-5 副製造物の利用又は処分	53
5-2-6 ユーティリティに関する要件	54
5-2-7 公害防止	54
5-2-8 モニタリング	55
5-2-9 性能未達の場合の対応	55
5-2-10 遵守事項	57
5-2-11 緊急時に備えた訓練の実施	57
5-3 維持管理業務に係る要件	58
5-3-1 運転操作及び監視に関する要件	58
5-3-2 保守点検及び整備に関する要件	58
5-3-3 修繕に関する要件	58
5-3-4 電気設備保守点検に関する業務	58
5-3-5 施設管理に関する要件	59
5-3-6 物品等の調達	59
5-4 エネルギーの有効利用業務に係る要件	59
5-5 その他運営に係る要件	60
5-5-1 運営業務管理	60
5-5-2 情報管理	60
5-5-3 管理機能区域の管理区分	61
5-5-4 本県との連絡・調整	61
5-5-5 警備業務	61
5-5-6 防災及び減災	61
5-5-7 保険への加入	61
5-5-8 見学者対応と情報発信	62
5-5-9 運営に係る地元雇用	62
5-6 事業期間終了時の対応	63

添付資料 1：事業予定地資料

添付資料 2：地質調査資料

添付資料 3：事業スキーム

添付資料 4 : ユーティリティ資料

添付資料 5 : 年次別汚泥発生量と汚泥搬入条件

添付資料 6 : 汚泥性状分析結果

添付資料 7 : 本施設に適用する主な規制及び基準等

添付資料 8 : 温室効果ガス排出量の算出方法

添付資料 9 : 完成図書一覧

## 用語の定義

---

本要求水準書(案)で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、秋田県県北地区広域汚泥資源化事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業で整備する汚泥資源化施設をいう。
- (3) 「DBO方式」とは、公共が資金調達し、Design（設計）、Build（施工）、Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
- (4) 「本県」とは、秋田県をいう。
- (5) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された応募者及び特別目的会社をいう。
- (6) 「運営事業者」とは、本事業に係る特別目的会社であり、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- (7) 「工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (8) 「応募者」とは、本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。なお、構成企業とは、応募者のうち本県と基本協定及び基本契約を締結する企業をいう。また、協力会社とは、応募者のうち特別目的会社には出資しないが業務の一部を工事請負事業者又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。
- (9) 「地元企業」とは、本県管内に本店又は本社所在地を有する企業をいう。
- (10) 「地元雇用」とは、本県管内在住者の雇用をいう。
- (11) 「資源化物」とは、汚泥資源化施設において資源化されたものをいう。
- (12) 「搬出先」とは、汚泥資源化施設において資源化されたものを受け入れて利活用する企業をいう。



- (13) 「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (14) 「提案書類」とは、本事業の公募において、応募者が応募時に提出する技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書及び価格提案書をいう。
- (15) 「実施設計図書」とは、提案図書に基づいた図面、計算書、要領書等をいう。
- (16) 「施設整備費」とは、本県が工事請負事業者に対して支払う本施設の設計・施工業務の対価のことをいう。
- (17) 「運営委託費」とは、本県が運営事業者に対して支払う本施設の運営業務の対価のことをいう。
- (18) 「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）をいう。
- (19) 「建設リサイクル法」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）をいう。
- (20) 「年度」とは、4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終了する一年をいう。
- (21) 「確認」とは、民間事業者より提出された資料により、要求水準書や技術提案書などに適合しているかどうかを本県が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、本県は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- (22) 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、本県が書面により同意することをいう。なお、承諾は民間事業者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって民間事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。

# 1 一般事項

---

本要求水準書は、本県が計画する秋田県県北地区広域汚泥資源化事業を実施するにあたって、本県の要求する水準を示すものである。

本県は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」に準じて事業者として選定された応募者及び特別目的会社の有する経営能力及び技術的能力を活用し、安全で安定的かつ効率的な汚泥資源化を行えるよう提案を求めるものである。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備及び業務等については、要求水準書に明記されていない事項であっても、民間事業者の責任において完備及び遂行するものとする。

## 1-1 計画概要

---

本事業は、米代川流域下水道大館処理センターで引き渡される 3 市 3 町 1 組合（公共下水道：5 施設、流域下水道：2 施設、し尿処理：3 施設）から発生する脱水ケーキ等を原料として資源化物を製造し、この資源化物を長期間、安定的に供給するものであり、本施設の設計・施工及び維持管理・運営を DBO（Design Build Operate）方式で行うものである。

## 1-2 事業期間とスケジュール

---

本事業の事業期間及びスケジュールは以下のとおりである。

### 1-2-1 事業期間

#### (1) 設計及び施工

契約締結（平成 29 年 6 月予定）から平成 32 年 3 月末までとする。

#### (2) 維持管理運営

平成 32 年 4 月から平成 52 年 3 月末までとする。

### 1-2-2 スケジュール

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| (1) 各契約の締結（仮契約） | 平成 29 年 3～4 月 |
| (2) 契約締結        | 平成 29 年 6 月予定 |
| (3) 本施設の供用開始    | 平成 32 年 4 月   |
| (4) 本事業の終了      | 平成 52 年 3 月   |

## 1-3 事業予定地の概要

---

### 1-3-1 事業予定地

事業予定地 : 秋田県大館市川口字中川口 1 (大館処理センター敷地内)

事業予定地とは、添付資料 1「事業予定地資料」に示す赤線で囲まれた範囲をいい、約 10,000m<sup>2</sup>である。

### 1-3-2 立地条件

#### (1) 地理条件

事業予定地は、米代川右岸部の堤内地にあたり、付近一帯はほぼ平坦面を呈し水田として利用されている。

本施設の配置予定地は、大館処理センターの敷地南東側の範囲であり、計画地盤高は TP+39.3m である。配置予定地を含む事業予定地周辺は未造成地の状態であり、未造成地の現地盤高は約 TP+37.7m、計画地盤高との高低差が 1.6m 程度となる。

#### (2) 地質の状況

本事業に先立ち、平成 27 年に事業予定地において 2 本のボーリング調査を実施している。調査結果については、添付資料 2「土質調査資料」を参照のこと。

### 1-3-3 都市計画等に関する事項

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 敷地面積        | : 61,600 m <sup>2</sup> |
| (2) 用途地域        | : 指定なし                  |
| (3) 都市計画区域の内外   | : 都市計画区域内               |
| (4) 防火地域及び準防火地域 | : 指定なし                  |
| (5) 高度地区        | : 指定なし                  |
| (6) 建ぺい率        | : 70%以内                 |
| (7) 容積率         | : 200%以内                |
| (8) 都市計画道路      | : 川口区画 2 号線             |
| (9) 日影規制        | : 5 時間/3 時間 (測定面 4.0m)  |
- ※建物高さ 10m を超える場合

## 1-4 責任分界点

事業実施に必要なユーティリティについては、本県が指定した条件に基づいて工事請負事業者が整備・確保すること。本施設の設計・施工期間及び運営期間を通じ、ユーティリティの整備・確保に係る費用、維持管理に係る費用、使用料金等の費用は、本県職員や見学者等が使用するものを含め民間事業者が負担すること。

事業予定地周辺のユーティリティについては添付資料 4「ユーティリティ資料」を参照すること。

### (1) 電気

管理棟電気室に新たに資源化施設き電盤を設置し、本施設内に電源を引き込むこと。電気の取合い点は、資源化施設き電盤に接続されるケーブルの接続点とする。また、本施設内に設置する引き込み盤には、取引用計測器（最大需要電力計測、力率、電力量）を設置すること。なお、既存の自家発電設備の遮断器インターロック回路に資源化施設き電盤のインターロック回路を追加すること。

### (2) 上水

大館処理センター内の上水は、井水を使用している。本事業での上水（井水）の取合い点は、塩素混和池棟北西部の分岐バルブ（HIVP φ40mm）とする。また、民間事業者が使用した水量を把握するため、確認しやすい位置に量水器を設置すること。

### (3) 汚水排水

#### ア 生活排水

本施設から発生する生活排水は、管理棟北西側にある排水ピットへ自然流下にて放流すること。排水ピットへの放流管接続に係る改造工事一切を本事業に含む。

#### イ プラント排水

プラント排水は、1-5-3 項の (5) に示す排水基準を満足するよう必要な措置を講じたうえで分水槽へ放流すること。分水槽への放流管接続に係る改造工事一切を本事業に含む。また、民間事業者が使用した水量を把握するため、本施設内に流量計を設置すること。

### (4) 雨水排水

雨水排水は、本施設の配置位置に近い排水側溝に排水すること。なお、排水に当たっては、本事業で整備する造成範囲を考慮した雨水排水計画を行い、既存の雨水排水施設と整合が取れた計画とすること。

### (5) 補助燃料

補助燃料の受入れ設備及び貯蔵設備等は、添付資料 1「事業予定地資料」に示す事業予定地内に設置すること。なお、設置位置及び補助燃料の種類は任意とする。

(6) プラント用水

プラント用水の取合い点は、塩素混和池棟地下 1 階の処理水槽の引抜きヘッダ管 (SGPW150A) とする。また、民間事業者が使用した水量を把握するため、流量計を設置すること。

## 1-5 事業の基本条件

### 1-5-1 整備対象施設と処理対象物の量及び性状

(1) 整備対象施設

本事業で整備する主要な施設を表 1-1 に示す。

表 1-1 本事業で整備する主要な施設

施設	内容
汚泥資源化施設	汚泥資源化施設は、計量設備（トラックスケール）、脱水ケーキ等受入れ設備、汚泥資源化設備、資源化物貯留搬出設備、排ガス処理設備、脱臭設備、用役設備、配管弁類、プラント排水処理設備等、受変電設備、非常用自家発電設備、特殊電源設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備等の各種プラント設備、各種プラント設備を格納する建物（地下：土木構造物、地上：建築構造物）及び建築機械・電気設備をいう。

(2) 処理対象施設

本施設の処理対象施設を表 1-2 に示す。

表 1-2 処理対象施設

施設	処理対象施設			
	種別	事業者	処理対象物	搬入元
汚泥資源化施設	公共下水道	鹿角市	下水脱水ケーキ	湯瀬浄化センター
		能代市		能代終末処理場
		藤里町	下水乾燥汚泥	藤里浄化センター
		八峰町	下水脱水ケーキ	八森浄化センター
	流域下水道	秋田県 (米代川流域)		沢目浄化センター
				大館処理センター
				鹿角処理センター
			大館市	濃縮汚泥投入
し尿処理	鹿角広域行政組合	希釈放流	鹿角し尿処理場	
	能代山本広域 市町村圏組合	し尿脱水ケーキ	中央衛生処理場	

(3) 計画処理量

本施設での計画処理量は、表 1-3 に示す値を基本とする。なお、複数の施設から発生する脱水ケーキ等を搬入する計画であることから年度別に供給量が変動する。民間事業者は、添付資料 5「年次別汚泥発生量と汚泥搬入条件」及び添付資料 6「汚泥性状分析結果」を考慮し、負荷変動及び性状変動に柔軟に対応できる適切な処理施設能力を設定すること。

表 1-3 計画処理量

施設	処理対象物	年間平均計画処理量 <sup>※1</sup>
汚泥資源化施設	下水処理汚泥	6,142 wet-t/年
	し尿処理汚泥	1,640 wet-t/年
	計	7,782 wet-t/年

※1：年間平均計画処理量とは、運営期間の平成 32 年度から平成 51 年度までの発生汚泥量の平均値を示す。

(4) 搬入条件

汚泥の搬入条件を表 1-4 に示す。

表 1-4 汚泥搬入条件

施設	搬入物	処理場	搬入条件
汚泥資源化施設	下水処理汚泥	湯瀬浄化センター	脱水ケーキ等を専用車両にて本施設へ搬入
		能代終末処理場	
		藤里浄化センター	
		八森浄化センター	
		沢目浄化センター	
		大館処理センター	
	鹿角処理センター		
	し尿処理汚泥	大館市し尿処理場	し尿及び浄化槽汚泥を大館処理センターの汚泥処理系へ投入 <sup>※1</sup>
		鹿角し尿処理場	鹿角処理区幹線管渠へ希釈放流 <sup>※2</sup>
		中央衛生処理場	脱水ケーキを専用車両にて本施設へ搬入

※1：大館市し尿処理場のし尿及び浄化槽汚泥は、大館処理センター内に別途事業で新規に建設するし尿受入れ棟に投入し、夾雑物除去を行ったうえで大館処理センターの汚泥処理施設へ投入する。

※2：鹿角し尿処理場に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、夾雑物除去を行い下水排除基準の水質以下に希釈した後、米代川流域下水道である鹿角処理区の幹線管渠へ放流する。

(5) 汚泥性状

本施設の処理対象物である汚泥性状は、添付資料 6「汚泥性状分析結果」を参照のこと。

(6) 広域汚泥資源化事業フロー

本施設の広域汚泥資源化事業フローは、以下に示すとおりとする。また、本事業の事業スキームを添付資料3「事業スキーム」に示す。

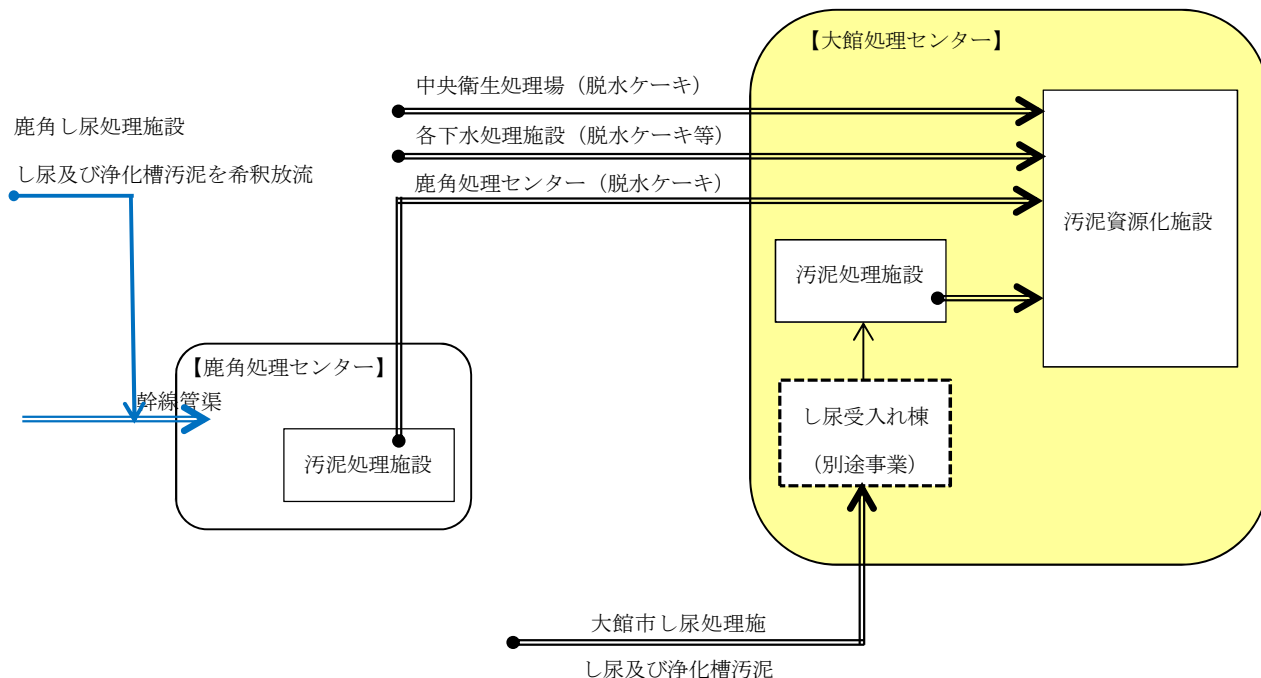


図 1-1 広域汚泥資源化事業フロー

1-5-2 本施設の基本条件

(1) 本施設の処理能力

本施設の処理能力は、1-5-1 項に示す内容を基に安定的に処理できる処理能力とすること。なお、系列数は問わない。

(2) 稼働日数

汚泥資源化施設の年間稼働日数は、定期点検等の維持管理期間を除く 300 日間以上とすること。

### 1-5-3 公害防止基準

#### (1) 排ガス基準

排ガス基準は、排気出口において表 1-5 の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準じた測定方法とすること。

表 1-5 排ガス基準値

項目	排ガス基準値
硫黄酸化物	大気汚染防止法及び秋田県公害防止条例による
ばいじん	大気汚染防止法及び秋田県公害防止条例による
窒素酸化物	250ppm：酸素濃度 12%換算値
塩化水素	700mg/m <sup>3</sup> N (430ppm)：酸素濃度 12%換算値
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法による

大気汚染防止法を準用

#### (2) 騒音基準

騒音基準は、大館処理センターの敷地境界において表 1-6 の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準じた測定方法とすること。

表 1-6 騒音の基準値

昼 間	朝・夕	夜 間
午前 8 時から 午後 6 時まで	朝：午前 6 時から 午前 8 時まで 夕：午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から翌日の午 前 6 時まで
70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

騒音規制法を準用

#### (3) 振動基準

振動基準は、大館処理センターの敷地境界において表 1-7 の基準を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準じた測定方法とすること。

表 1-7 振動の基準値

昼 間	夜 間
午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の 午前 8 時まで
70 デシベル	65 デシベル

振動規制法を準用



(4) 悪臭基準

悪臭基準は、大館処理センターの敷地境界において表 1-8 に示す臭気強度 2.5 に相当する悪臭物質濃度以下で、かつ臭気指数 10 以下とすること。

また、気体排出口においては、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準じた測定方法とすること。

表 1-8 悪臭の基準値

	悪臭物質等	施設基準値
成分濃度	アンモニア	1ppm
	メチルメルカプタン	0.002ppm
	硫化水素	0.02ppm
	硫化メチル	0.01ppm
	二硫化メチル	0.009ppm
	トリメチルアミン	0.005ppm
	アセトアルデヒド	0.05ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm
	イソブタノール	0.9ppm
	酢酸エチル	3ppm
	メチルイソブチルケトン	1ppm
	トルエン	10ppm
	スチレン	0.4ppm
	キシレン	1ppm
	プロピオン酸	0.03ppm
	ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm	
イソ吉草酸	0.001ppm	
臭気指数	10 以下	

悪臭防止法を準用

#### (5) 汚水排水基準

汚水排水基準は、表 1-9 に示す放流基準値を満足すること。なお、各種基準値の測定方法については、関連法令等に準じた測定方法とすること。

表 1-9 汚水排水の基準値

項目		排水基準
温度		45 度未満
水素イオン濃度 (pH)		5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)		600mg/l
浮遊物質 (SS)		600mg/l
沃素消費量		220mg/l
ノルマルヘキサン抽出	鉱油類含有量	5mg/l
物質含有量	動植物油脂類含有量	30mg/l
窒素含有量 (T-N)		240mg/l
磷含有量 (T-P)		32mg/l
シアン化合物		検出されないこと <sup>※1</sup>

※1 「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

下水道法を準用

#### 1-5-4 品質基準

汚泥資源化物の品質基準は、用途を燃料化物とする場合には、JIS 規格 (JISZ7312) を考慮し発熱量 8MJ/kg 以上及び含水率 30%以下とする。また、1-2-1 項に示す維持管理運営期間を超え、処分制限期間及び標準耐用年数を鑑み 30 年間にわたって搬出先が受入れを担保する場合で、かつ民間事業者が提案する資源化物の利用形態が本事業の趣旨に沿った提案であると本県が認める場合に限り、その他の用途での資源化物の利用を認める。

その他の用途での資源化物の品質基準は、先に示した用途を燃料化物とする場合の品質基準に対し発熱量の規定を除外するものとする。ただし、資源化物の用途として、肥料化は認めない。<sup>※1</sup>

※1\_処理対象施設が多岐に及ぶことから、資源化物の重金属等が許容値を超えた場合の事業存続のリスクを考慮して、肥料化を用途から除外したものである。

## 1-6 業務範囲

---

### 1-6-1 民間事業者の業務範囲

#### (1) 設計・施工に係る業務

##### ア 設計・施工業務

- ・ 工事請負事業者は、本県と締結する工事請負契約に基づき、本県が搬入する脱水ケーキ等の処理が可能となるよう、本施設の設計・施工業務を行うこと。
- ・ 本事業を実施するうえで必要となる施設設置届等の届出を行うこと。
- ・ 本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその関連業務、計画通知等の手続き、法定検査等に対する対応及び書類整備等並びに本施設の試運転（予備性能試験、引渡性能試験を含む）の一切を行うこと。

##### イ 費用負担

- ・ 本施設の設計・施工に係る各種申請等の諸費用、ユーティリティ引き込みの費用、試運転期間中の運転、資源化物の適正処分に関する費用については、工事請負事業者の負担とする。

##### ウ 各種マニュアル及び施設・設備台帳等の作成

- ・ 工事請負事業者は本県と協議のうえ、運営マニュアル、安全作業マニュアル、事故対策マニュアル、防災及び減災マニュアルを作成すること。また、施設・設備台帳（土木施設、建築施設、建築機械設備、建築電気設備、機械設備、電気設備）を作成すること。なお、施設・設備台帳については、修繕や改造等を行った場合には、適時台帳に追記を行い、履歴を明確とすること。

## (2) 運営に係る業務

### ア 準備業務

- ・ 運営事業者は、工事請負事業者から提出された本施設の運転マニュアル、事故対策マニュアル等を踏まえ、運営業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を本県に提出し、確認を受けること。
- ・ 必要に応じて、本県と協議のうえ、各種マニュアルを更新し、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本県に提出すること。

### イ 搬入管理業務

- ・ 運営事業者は、維持管理運営期間において、本県が定めた搬入計画に基づいて、脱水ケーキ等を常時受入れること。
- ・ 本施設へ搬入される汚泥の受付、計量までの誘導を行うこと。

### ウ 運転管理業務

- ・ 運営事業者は、安定的かつ安全に、本施設の運転及び日常点検等の運転管理に係る業務を行うこと。
- ・ 本施設の運転及び日常点検等の運転管理に係る業務は、周辺環境に対して十分に配慮すること。

### エ 資源化物利活用業務

- ・ 運営事業者は、処理に伴って本施設から発生する資源化物を運営事業者が搬出先まで搬送し、資源化物の定義の範疇において利活用を図ること。
- ・ 資源化物は、本施設において必要な容量の貯留設備を備えたうえで、適正に貯留すること。

### オ 維持管理・修繕業務

- ・ 運営事業者は、本施設の機能を維持し安定的な処理を行うため、定期点検整備、部品調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務を行うこと。

### カ 費用負担

- ・ 本施設の運営に係る各種申請等の諸費用等については、運営事業者の負担とする。

### キ その他運営に関わる業務

- ・ 運営事業者は、清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務及び環境影響管理業務等の本施設の運営に係る全ての業務を行うこと。

### (3) その他付帯業務

#### ア 施設見学者対応

- ・ 運営事業者は、施設の見学希望者等について、適切な対応を行うこと。なお、行政視察については、本県が対応するため、必要な協力を行うこと。

#### イ 地元協議会等への参加等

- ・ 運営事業者は、本事業に関して地域の環境保全その他関連事項について協議・調整を行う協議会等が設置された場合には、これに参加し必要な役割を担うこと。

#### ウ 住民対応

- ・ 本施設の工事期間中及び運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する一次対応を行うとともに、本県が対応する際に協力すること。

## 1-6-2 本県の業務範囲

本県が実施する主な業務は、次のとおりとする。

### (1) 事前業務

#### ア 事業用地の確保

- ・ 本県は、本事業を実施するための事業用地を確保する。

### (2) 本施設の設計・施工に係る業務

#### ア 施設整備費の支払い

- ・ 本県は、本施設の設計・施工に要する費用を施設整備費として、原則、出来高に応じて年度支払限度額を上限に工事請負事業者へ支払う。

#### イ 本事業の設計・施工状況のモニタリング

- ・ 本県は、施設の設計・施工期間を通じ、本事業の設計・施工状況のモニタリングを行う。

#### ウ 住民対応

- ・ 本県は、本施設の工事期間中における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を、工事請負事業者と連携して行う。

### (3) 本施設の運営に係る業務

#### ア 処理対象物の搬入

- ・ 本県は、処理対象施設から収集した処理対象物に対し本施設までの搬入を行う。

#### イ 本事業の運営状況のモニタリング

- ・ 本県は、本事業の運営状況のモニタリングを行う。また、必要に応じて、本県は自らの負担で、本施設に係る追加の計測及び分析を行うことができる。

#### ウ 住民対応

- ・ 本県は、本施設の運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を、運営事業者と連携して行う。

#### エ 運営費の支払い

- ・ 本県は、運営委託費を運営期間にわたって、運営事業者に支払う。

## 1-7 関係法令等

---

事業者は、設計・施工業務及び運営業務に関して、関係する諸法令、規則、規格、基準等（最新版に準拠）を遵守すること。諸法令等の適用、運用は、民間事業者の責任において行うこと。なお、遵守すべき主な基準等については添付資料7「本施設に適用する主な規制及び基準等」に示す。

## 2 設計・施工業務に関する要件

---

### 2-1 設計・施工業務に関する基本的事項

---

#### 2-1-1 事前調査

- ・ 本施設の実施設設計に当たり、事前に測量、地質調査、周辺状況調査、電波障害、汚泥性状分析等の必要な調査を実施すること。
- ・ 事業予定地周辺は、水田として水稻栽培等を行っており、井戸の使用が考えられる。本施設の施工に当たっては、事前に周辺の井戸調査を入念に行い、井戸が確認できた場合には、工事により影響が考えられる各種調査（地下水水位高、水質試験〔EC、pH、水温等〕）を工事着手前（地下水排水工事まで）に可能な限り年間を通して行い、本県に対して調査結果の報告を行い、確認を受けたうえで工事に着手すること。
- ・ 工事請負事業者は、自らが実施する汚泥性状分析及び1-5-1項に示す条件等を基に、3項に示す性能要件を達成するよう設計・施工を行うこと。
- ・ 各種事前調査は、工事請負事業者の責任と負担において行うこと。
- ・ 事前調査時に必要となる除雪作業について、本県は協力を行う。

#### 2-1-2 設計・施工時のユーティリティ

事業用地において、本施設の設計・施工時に必要となるユーティリティについては、工事請負事業者が自ら確保すること。なお、確保及び使用に要する費用は工事請負事業者の負担とする。

#### 2-1-3 諸手続き等

##### (1) 設置届及び許認可・申請等

- ・ 工事請負事業者は、関係法令に基づき、本事業を実施（設計・施工）するうえで必要となる設置届等（工事着工のための監督官庁の許認可申請、契約後に工事に着工するために必要な建築確認申請及び工事の変更による変更申請等）の届出及び申請の一切を行うこと。なお、届出及び申請については、工事請負事業者の責任と負担において行うこと。
- ・ 本県が行う申請、報告、届出等の資料作成に対し協力を行うこと。なお、協力に係る費用は、工事請負事業者が負担すること。

##### (2) 生活環境影響評価での事後調査計画の策定

- ・ 工事請負事業者は、設計において、本県の策定した「生活環境影響調査書」の内容に則した事後調査計画書を作成し本県の確認を受けること。

### (3) 工事实績情報サービス (CORINS) への登録

- ・ 工事請負事業者は、工事实績情報サービス (CORINS) 入力システム (日本建設情報総合センター) に基づき、「工事カルテ」を作成し、本県の確認を受けたうえ、受領書の写しを本県に提出し、登録結果を報告すること。なお、登録に係る規定は、「秋田県土木工事共通仕様書」に準じること。

### 2-1-4 設計・施工状況のモニタリング

- ・ 本県が実施する業務のモニタリングにより、設計・施工業務の各業務の実施状況等が工事請負契約書や要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本県は、工事請負事業者に改善を命令し、工事請負事業者は自らの負担により必要な措置を講じること。

### 2-1-5 完成図書

- ・ 工事請負事業者は、設計及び施工に係る完成図書について、添付資料 9「完成図書一覧」に示す提出書類を作成し、本県の確認を受けること。なお、提出部数、体裁に関しては、本県と協議のうえ決定すること。
- ・ 設計及び施工に係る電子納品については、本県の「電子納品運用ガイドライン (案) 等の運用について」による。なお、詳細については、本県と協議のうえ決定すること。

### 2-1-6 その他の事項

#### (1) 大館市し尿処理場のし尿受入れ棟

- ・ 大館市のし尿処理場から発生する汚泥は、1-5-1 項の (6) に示すように、し尿及び浄化槽汚泥を特殊車両にて大館処理センターまで搬送し、大館市が設置するし尿受入れ棟 (別途事業) で受入れ、汚泥処理施設へ投入する計画である。
- ・ し尿受入れ棟は、本施設と同じ時期に供用開始 (平成 32 年 4 月) を予定しており、本施設の設計及び施工期間と重なることを想定している。このため、工事請負事業者は、し尿受入れ棟の配置、設計計画等について、本施設の設計及び施工期間中において、十分に考慮するとともに、し尿受入れ棟の設計成果により、本施設の設計成果の見直しが必要となる場合には、本県との協議に応じること。

#### (2) 見学者に対する説明資料

工事請負事業者は、本事業の目的と意義を広く周知させることを目的として、見学者に対する説明用資料として、パンフレット及び映像ソフト等を本県に提出すること。

##### 1) 見学者説明用パンフレット

ア 形式	カラー印刷		
イ 数量	施設説明用 (日本語版)	A4	100 部 (必要に応じて増刷)
	施設説明用 (子ども版)	A4	100 部 (必要に応じて増刷)

それぞれ、電子データ版も提出すること。



- 2) 本施設説明用映像ソフト
  - ・ 汚泥資源化の実態、本施設の説明等を盛り込んで15～20分程度にまとめた映像ソフトを納入すること。
- 3) 工事期間中の記録映像
  - ・ 工事の進捗が把握できるよう、10～15分程度にまとめた記録映像を納入すること。

## 2-2 実施設計

---

### 2-2-1 設計に関する一般的事項

- ・ 工事請負事業者は、事業スケジュールに遅滞が発生することがないように、本契約後、応募者として作成した提案書類に基づいて基本設計を行い、本県の確認を受けた後、実施設計に着手すること。
- ・ 実施設計は、要求水準書及び基本設計図書に基づき行うこと。
- ・ 実施設計には、運営事業者を参画させ、運営期間中での疑義を生じさせないように、システム、機器、点検動線等についての検討を行うこと。
- ・ 特許権等の実施権及び使用権等の取扱い、著作権の利用等については工事請負契約書の定めに従うこと。
- ・ 本県による確認は、実施設計図書が要求水準書及び提案書類を満足しているか否かに関して行うものであり、性能未達に至った場合に工事請負事業者が免責されるものではない。

### 2-2-2 事前調査を踏まえた実施設計

#### (1) 基礎工計画

- ・ 基礎工の支持地盤設定に当たっては、大館処理センター内の既存地質調査資料、添付資料2「地質調査資料」、2-1-1項の事前調査結果を基に、支持地盤の不陸を明確にすることを目的として、支持地盤の上端高を等高線をつないだ基礎地盤図を作成し、本県の確認を受けたうえで基礎工計画を行うこと。
- ・ 添付資料2「地質調査資料」のBor.No.2では、基礎工の支持地盤の特徴として、風化により局部的に半固結土状の部位が見られ、かつN値のバラツキも大きいことが確認されている。支持地盤設定については、この結果を考慮したうえで適切な基礎工計画を行うこと。

#### (2) 仮設工計画

- ・ 仮設工の計画を行うに当たっては、周辺地盤への影響等を十分に考慮したうえで、安全で経済性に優れた仮設工計画を行うこと。

- ・ 添付資料 2「地質調査資料」の現場透水試験結果からは、透水性中位の判定結果が得られているが、米代川が隣接しており、水みち等の存在も予見できることから、地下水位低下抑制対策及び湧水対策は十分に検討し、本県の確認を受けること。

## 2-3 施工

---

### 2-3-1 工事の開始

- ・ 工事請負事業者は、実施設計図書及び必要な施工図等について本県の確認を得た後、本施設の設備製作及び施工等を行うこと。
- ・ 工事請負事業者は、工事着手に先立ち、実施工程表を作成し、本県の確認を受けること。

### 2-3-2 責任施工

- ・ 本施設の処理能力及び性能は、全て工事請負事業者の責任により確保すること。
- ・ 工事請負事業者は、要求水準書等に明示されていない事項であっても、本施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工するものとする。

### 2-3-3 施工計画書等の提出

- ・ 工事請負事業者は、工事着手前に本施設を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を本県に提出し、確認を受けること。
- ・ 工事請負事業者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。
- ・ 施工計画書には、以下の事項について記載するものとし、本県がその他の項目について補足を求めた場合には、追記すること。
  - ① 工事概要
  - ② 計画工程表
  - ③ 現場組織表（協力関連会社一覧表を含む）
  - ④ 指定機械
  - ⑤ 主要機器
  - ⑥ 主要資材
  - ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
  - ⑧ 施工管理計画
  - ⑨ 安全管理
  - ⑩ 緊急時の体制及び対応
  - ⑪ 交通管理
  - ⑫ 環境対策
  - ⑬ 現場作業環境の整備
  - ⑭ 官公庁等への届出等の一覧
  - ⑮ 再生資材の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
  - ⑯ その他
- ・ 工事請負事業者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を本県に提出し、確認を受けること。

#### 2-3-4 作業日及び作業時間

- ・ 作業日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末・年始を除いた日とすること。
- ・ 作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間とすること。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業又は騒音・振動を発生おそれの少ない作業であり、かつ関係法令に違反しない作業についてはこの限りではない。ただし、事前に本県へ作業日・作業時間を報告し、確認を受けること。
- ・ 現場状況によっては、本県の指示により、作業日時を変更する場合がある。

#### 2-3-5 材料及び機器

- ・ 使用材料及び機器は、仮設を除いてそれぞれの用途に適合する各種規格品新品とする。
- ・ 各種規格とは、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、日本下水道協会規格（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗装工事規格（JPS）等とすること。
- ・ 使用条件に応じ、耐酸性、耐食性、耐候性等に優れたものを選定すること。
- ・ 本県が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行う。

#### 2-3-6 建築基準法の適用

- ・ 構造物の基礎及び主要構造部については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 25 年度版\_国土交通省大臣官房営繕部監修」を適用し施工すること。ただし、構造体強度補正值については、建築主事との協議による。

#### 2-3-7 基礎工

- ・ 工事請負事業者は、2-2-2 項の（1）の「基礎地盤図」の妥当性を確認する目的として、試験杭を各施設 2 本以上ずつ打設し支持地盤を確認すること。なお、試験杭によって支持地盤が確認できなかった場合は、本県へ報告するとともに、対応策について協議すること。

#### 2-3-8 施工に係る地元雇用

- ・ 工事請負事業者は、本施設の施工に際して、地元企業が対応可能な工事については、地元企業の活用に努めること。
- ・ 工事請負事業者は、地元企業への発注内容を確認できるよう、帳票類等の管理運用に当たっては、地元企業への発注額が判別可能なようにすること。

## 2-4 施工管理

---

### 2-4-1 仮設計画

- ・ 工事請負事業者は、事業用地内に仮設物を設ける場合は、事前に仮設物設置計画書を提出し、本県の確認を受けること。
- ・ 仮設事務所の広さ、配置については本県との協議による。
- ・ 仮設事務所に必要な電気・水道・通信・ガス・冷暖房及び清掃等の維持管理費用は全て工事請負事業者の負担とする。
- ・ 工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため事業用地の周囲に仮囲いを施工すること。特に、敷地北西から南東の仮囲いについては、本県と十分に協議のうえ範囲を決定すること。
- ・ 工事請負事業者は、地元住民等の要望・苦情等の受付及び対応を行うこと。なお、本県は、要望・苦情等の対応に協力する。
- ・ 工事の進捗状況を地元住民に明示する掲示板等を、本県の指示する場所に設置し、情報提供に努めること。

### 2-4-2 その他仮設建物

- ・ 従業員休憩室、トイレ等は、労働安全衛生法、健康増進法及びその他関係法規に従って設置するものとし、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成4年7月1日 労働省告示第59号）、「新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日 厚生労働省労働基準局長通知）等を遵守すること。

### 2-4-3 整地

- ・ 仮設工事に必要な整地及び仮設工事に使用した範囲の土地の整地は、工事請負事業者にて行うこと。
- ・ 工事用仮設物は工事完成までに本県の指示により撤去し、撤去跡及び付近の清掃及び地ならし等を行うこと。その際の残土処分については工事請負事業者の責任により適正に行うこと。
- ・ 工事期間中に必要となる除雪作業の一切については、工事請負事業者の責任により適正に行うこと。

### 2-4-4 工程会議

- ・ 工事期間中、工事請負事業者は、原則として毎週1回、工事工程、施工計画等について協議検討するための工程会議を行い、工事を円滑に推進していくこと。なお、本県は、必要に応じて工程会議に立ち会う。
- ・ 本県が立ち会う月例会議を月1回開催すること。

#### 2-4-5 安全衛生管理

- ・ 工事請負事業者は工事期間中、労働安全に留意し、危険防止対策を実施するとともに、関係法規に基づき労働者への安全教育を徹底し、労務災害の防止に最大限努めること。
- ・ 工事請負事業者は、労働者の管理について全責任を負うこと。

#### 2-4-6 災害の防止

- ・ 工事請負事業者は工事期間中の各種災害の防止に必要な措置を講じること。
- ・ 工事請負事業者は工事期間における火災、水害、その他の全ての損害に対して、工事現場及びこれに付随する財産及び人員を保護する責任を負うこと。
- ・ 工事請負事業者は、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を常に整えておくこと。

#### 2-4-7 警備・保安

- ・ 工事請負事業者は工事期間中、適切な仮囲い、照明、分煙その他の危険防止設備を設置すること。
- ・ 本県は、明らかに本県の責に帰する場合を除き、破損、破壊、不正、盗難、紛失に対して責任を負わない。

#### 2-4-8 公害防止

- ・ 工事中発生する粉じん、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、その他の公害の発生については、関連法規を遵守するとともに、本県の指示に従い、十分防止するように努めること。
- ・ 建設機械を使用するに当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号、最終改正：平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に準じること。
- ・ 本工事において、表2-1に示す建設機械（ただし道路運送車両法における大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車を除く）を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付国総施環第291号）、「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国総施第215号）、「排出ガス対策型建設規格の普及促進に関する規定」（平成18年度国土交通省告示第348号）より、指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、本県と協議すること。

表 2-1 排出ガス対策型建設機械一覧表

バックホウ	トンネル工事用建設機械:ディーゼルエンジン出力 30~260kW(40.8~353PS)
	一般建設機械:ディーゼルエンジン出力 7.5~260kW(10.2~353PS)
トラクタショベル	トンネル工事用建設機械:ディーゼルエンジン出力 30~260kW(40.8~353PS)
	一般建設機械:ディーゼルエンジン出力 7.5~260kW(10.2~353PS)、車輪式
大型ブレーカ	トンネル工事用建設機械:ディーゼルエンジン出力 30~260kW(40.8~353PS)
コンクリート吹付機	同上
ドリルジャンボ	同上
ダンプトラック	同上
トラックミキサ	同上
ブルドーザ	一般建設機械:ディーゼルエンジン出力 7.5~260kW(10.2~353PS)
発動発電機	一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5~260kW(10.2~353PS)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	一般建設機械:ディーゼルエンジン出力 7.5~260kW(10.2~353PS)、可搬式
油圧ユニット	一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5~260kW(10.2~353PS)、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5~260kW(10.2~353PS)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5~260kW(10.2~353PS)、ラフテレーンクレーン

#### 2-4-9 環境保全

- ・ 工事請負事業者は、施工の実施に当たり、事業用地の地形及び地質を十分考慮し、環境の保全に十分配慮すること。
- ・ 工事期間中発生する建設廃棄物は、適切に処理、処分又はリサイクルすること。
- ・ 掘削土砂は原則として場内で再利用し、掘削及び運搬時における粉じん等の飛散及び悪臭防止対策を講じること。
- ・ 工事の実施に伴う周辺への騒音、振動及び地盤沈下並びに地下水位低下等の公害防止のため、低騒音、低振動及び地盤沈下並びに地下水位低下等を防止する工法を採用すること。
- ・ 工事機械は低騒音及び低振動の機材を積極的に使用すること。
- ・ 工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のため、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- ・ 工事現場内から退場する車両のタイヤの付着土砂による道路の汚れを防止するため、場内にタイヤ洗浄に関わる設備を設けること。

#### 2-4-10 地中障害物

- ・ 事業予定のうち未造成地の範囲内は、現時点で地中障害物は想定していないが、予見できない地中障害物が発見された場合には、その時点で協議を行い、適宜対応策を検討すること。

#### 2-4-11 電波障害発生の防止

- ・ 建屋の形状等を考慮して、電波障害の調査を行い、発生を防止すること。
- ・ 工事中のクレーン車両の利用に伴う電波障害の発生についても同様に対応すること。

#### 2-4-12 建設廃棄物等の取り扱い

- ・ 本施設の建設に伴って発生する建設廃棄物等は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令、関連ガイドライン等を遵守し適正に処理又は処分すること。
- ・ 工事に当たっては、掘削土が少なくなるよう土量バランスに配慮すること。
- ・ 最終的な解体による廃棄物の発生を最小限に抑制するため、再利用が容易な材料を用いる等の工夫を行うこと。

#### 2-4-13 建設副産物の再生資源化等

- ・ 建設発生土は極力場内で再利用し、仮置きする場合には飛散・流出対策を講じること。
- ・ 場外に搬出する際には、荷台をシートで覆う等、飛散防止に適切な措置を講じること。
- ・ 発生した建設副産物の分別を徹底し、建設リサイクル法に基づき、廃棄物の再利用・再資源化に努めること。
- ・ 再利用・再資源化に努めてもやむを得ず発生する建設廃棄物については、廃棄物処理法、建設リサイクル法、建設廃棄物処理ガイドライン等に基づき、工事請負事業者の責任において適正に処理すること。
- ・ 最終処分を行う場合にあつては、当該地域の自治体に産業廃棄物税に関する条例が制定してある場合には、それに従い産業廃棄物税を負担すること。

#### 2-4-14 復旧等

- ・ 工事請負事業者は、一般道及び施工範囲内外における設備等の損傷防止及び汚染防止に努めること。
- ・ 損傷又は汚染等が生じた場合には、直ちに本県に報告し、対応を行うとともに本県に復旧計画書を提出すること。
- ・ 復旧計画書の確認を得たうえで、工事請負事業者の負担により、当該損傷又は汚染等を速やかに復旧すること。

#### 2-4-15 保険

- ・ 工事請負事業者は、本施設の施工に際しては、火災保険又は建設工事保険（これに準ずるものを含む。）等に参加すること。
- ・ 保険契約の内容及び保険証書の内容については、本県の確認を得ること。



## 2-5 工事検査

---

- ・ 材料検査、工場検査等の各種の試験及び検査等については、施工計画書にその実施スケジュール等が明示すること。
- ・ 本県は、工事請負事業者の業務が設計図書に則り遂行されていることの確認等を行うために、各種の試験及び検査等の結果の確認等を行い、必要に応じて各種の試験及び検査等への立会いを行うものとする。
- ・ 本県による各種の試験及び検査等の結果の確認等は、工事請負事業者の責任を何ら軽減させ、又は免除させるものではない。
- ・ 申請費用を含む法定検査費用、修補指示にともなう費用は工事請負事業者が負担すること。

### 2-5-1 監督職員による確認及び立会等

- ・ 本県は、工事監理を第三者機関に委託することを想定している。
- ・ 本県は、監督職員を定め、次の管理及び検査を行う。
  - 設計図書に基づく工程の管理、立会い
  - 工事材料の試験又は検査（確認を含む）
  - 工事の施工状況の管理 等
- ・ 上記の管理及び検査等は、基本的に工事請負事業者からの報告の確認をもって行う。また、工事請負事業者への事前の指示をしたうえで、現地（工場等を含む）に立会いを行うこともある。
- ・ 本県は、必要に応じて工事請負事業者に対して協議を申し出ることができ、工事請負事業者はこれに応じること。

### 2-5-2 完成検査等

- ・ 本県は、検査職員を定め、次に示す中間検査、出来形検査、完成検査を行う。
  - 中間検査は、完成後検査し難い部分がある場合その他契約の適正な履行を確保するため必要がある場合は、工事の施工途中において行う。
  - 出来高払いを行う場合には、出来高部分に係わる出来高検査を行う。
  - 部分使用は、完成検査の以前に諸条件により部分使用しなければならない場合に、工事請負事業者の同意を得て行う。
  - 完成検査は、工事が完了し、工事請負事業者から工事完成届の提出があったときに行う。

### 2-5-3 検査結果が基準に達しなかった場合の措置

- ・ 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、工事請負事業者に対して、期限を定めて修補の指示を行う。
- ・ 検査の手續及び前項に規定する修補その他追加工事は、工事請負事業者が行うこととし、これらに要する経費は工事請負事業者の負担とする。

- ・ 本県による各種の検査等の結果の確認等は、工事請負事業者の責任を何ら軽減させ、又は免除させるものではない。

## 3 本施設の性能要件

---

### 3-1 共通事項

---

#### 3-1-1 施設配置に関する要件

- ・ 本施設は、添付資料1「事業予定地資料」に示す施設配置可能範囲に配置すること。
- ・ 本施設への脱水ケーキ等の搬入車両の受入れ動線については、景観、臭気、維持管理性を考慮した施設配置とすること。
- ・ 大館処理センターの維持管理動線を考慮した施設配置計画とすること。
- ・ 施設配置計画においては、添付資料1「事業予定地資料」に示す平成28年度施工予定の場内道路との道路接続を考慮すること。なお、水処理施設4系列（将来施設）の東側の南北道路、最初沈殿池と反応タンク間の東西道路、反応タンクと最終沈殿池間の東西道路については、本事業範囲として道路築造を行うこと。
- ・ 脱水ケーキ等又は資源化物の搬出入車両は、大館処理センターの維持管理動線を考慮した動線計画を行うとともに、駐車及び待機スペースを確保すること。
- ・ 大館処理センターと本施設への来場者車両の動線を分離すること。

#### 3-1-2 景観への影響に関する要件

- ・ 建物の外観及び意匠については、汚泥資源化施設の存在感を排し、建物の長大感や威圧感の軽減を図り、周辺環境との調和に配慮した計画とすること。また、既存施設と一体感のある計画とすること。

#### 3-1-3 機能性に関する要件

- ・ 建物の機能としては、汚泥資源化に係る機能と汚泥受入れ及び施設管理に係る機能に大別できる。建物計画として、機能面を重視し分棟とするか、または合棟とするかは民間事業者の提案による。
- ・ 日常的な維持管理動線においては、人の通行に支障がない計画とする。
- ・ 建物内の動線計画としては、施工時、日常的な維持管理、保守点検時（機器搬出入動線）等を区分し、効率的な計画とすること。
- ・ 建物内へは見学者等の来場があることを踏まえ、サイン表示を活用する等により目的とする場所への動線が分かり易いものとする。なお、維持管理に係る各種動線と見学者の動線を明確に区分し、安全性に十分配慮すること。
- ・ プラント機械及びプラント電気設備と構造体（土木・建築）が一体になって、施設全体の性能を発揮するよう留意すること。
- ・ 維持管理の作業性、経済性を十分に考慮して計画すること。
- ・ 建物とプラント機器の構成を平面的でなく、立体的にも考慮し、メンテナンススペースを確保した計画とすること。

- ・ 各室の用途、使用形態等を十分に把握してそれぞれを機能的に配置すること。
- ・ 汚泥受入れ及び施設管理区域には、運営事業者用事務室（監視制御室との兼用可）を設け、施設来訪者の受付を行うこと。

#### 3-1-4 耐震性に関する要件

- ・ 本施設は、建築基準法をはじめ、関係法令等を遵守すること。
- ・ 本施設（建築構造及び土木構造）の耐震設計は、建築基準法の規定に加えて、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 日本下水道協会」に準拠した耐震設計を行うこと。
- ・ 本施設は、官庁施設の総合耐震計画基準の考え方を適用し、地震災害及びその二次災害に対する安全性に関して、必要な耐震性能を確保すること。
- ・ 本施設が満足すべき耐震安全性の目標値は、官庁施設の総合耐震計画基準によるものとし、構造体がⅡ類（重要度係数 1.25）、建築非構造部材は B 類、建築設備は乙類とする。
- ・ 保持すべき耐震性能は、本施設の土木構造物においては、レベル 1 地震動に対して本施設本来の機能を確保する。レベル 2 地震動に対しては構造物が損傷を受けても速やかな機能回復を可能とする性能を確保する。また、建築構造物においては、建築基準法に適合する耐震性能を確保する。
- ・ 機械・電気設備並びに建築機械・建築電気設備の耐震設計にあたっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 日本下水道協会」に準拠した耐震設計を行うこと。
- ・ 機械・電気設備並びに建築機械・建築電気設備の耐震設計にあたっては、施設の特長や規模並びに類似施設の被害事例を考慮し、関連する土木構造物及び建築構造物の耐震性能と合わせた計画とすること。
- ・ 管路施設等の埋設構造物については、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 日本下水道協会」に準拠した耐震設計を行うこと。

#### 3-1-5 防災及び減災に関する要件

- ・ 大規模水害や地震等に対して、本県、大館処理センター（指定管理者）、運営事業者等が連携して対応するための体制を整備すること。
- ・ 大型台風の接近等、比較的発生頻度の高い事象について、本県、大館処理センター（指定管理者）、運営事業者をはじめ、本事業に係る関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための一体型タイムライン（時系列の行動計画）の策定を行うこと。
- ・ 本施設の各種機能に対し、防災として機能維持するものと、減災として早期の復旧を目指すものを明確とした実施設計を行うこと。なお、事業予定地は、隣接する米代川の増水により、過年度に浸水被害を受けていることに留意すること。
- ・ 防災・減災については、あらかじめ想定する事象を明確としたうえで不測の事態発生時の初動対策、継続対策等を防災・減災マニュアルに明記し、本県へ報告すること。
- ・ 不測の事態発生時には、大館処理センター（指定管理者）の従事職員と連携して対応することはもちろん、個人、運営事業者、民間事業者、本県等が主体的かつ連携して対応すること。

- ・ 本事業に係る関係者と事前調整が必要となる「一体型タイムライン」、「初動対策及び継続対策」等については、この計画書を設計終了時までには本県に提出し、確認を受けること。

#### 3-1-6 環境保全に関する要件

- ・ 環境負荷低減のために省エネルギー化及び省資源化を図るものとし、以下の内容に留意して計画すること。
  - 維持管理の容易な構造、素材等を積極的に導入するなど、ライフサイクルコストを最適化し、長期的な視野に立ってコスト縮減が図れる計画とすること。
  - リサイクル建設資材の活用や建設時に発生する廃棄物の有効利用を図り、人体への安全性やリサイクルの容易さに配慮したエコマテリアルを積極的に導入すること。
  - 自然光の活用や高効率の設備機器を採用するなど、省エネルギーや二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を少なくするように努めること。
  - 断熱性能や気密性の向上、空調及び換気方式の工夫等によりエネルギー消費を抑制し施設のランニングコストの低減を図ること。

#### 3-1-7 安全性に関する条件

- ・ 周辺住民が安心して生活できる事故のない安全な施設とするよう、以下の内容に留意して計画すること。
  - 火災等の事故を回避するための対策を取るとともに、消火設備等を設けること。
  - プラントトラブル等の影響が、建物外へ及ぶことがないように配慮すること。
- ・ 臭気、騒音、振動等に対し、環境保全対策を図り、施設の安全性、信頼性向上を目指すよう計画すること。

## 3-2 土木・建築に関する要件

---

### 3-2-1 構造計画に係る要件

- ・ 構造分類は、「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の分類について（平成13年国都下事発第119号）」によるものとし、構造計画及び構造計算を実施すること。
- ・ 上記の構造分類上、本施設が複合構造物の土木構造物と定義される場合であっても、建築計画通知の事前の建築指導課への確認を行い、建築構造物又は建築構造物の一部と見なされる場合については、建築基準法による構造計算を併せて実施し、土木及び建築の両方の基準を満足する構造とすること。
- ・ 本施設は、自重、積載荷重、機器荷重（静荷重又は動荷重）、積雪荷重、その他の荷重、地震力、温度応力、風荷重等に対して基準及び仕様に基づき構造耐力上安全なものとする。
- ・ 建築物の基礎は、敷地や地盤の状況及び特性（液状化の危険性、支持層の不陸、地下水位の変動の挙動等）を2-1-1項に示す事前調査により十分に把握したうえで、安全性、既存周辺施設への影響に配慮した計画を行うこと。

### 3-2-2 造成工事に係る要件

- ・ 造成範囲は、添付資料1「事業予定地資料」の事業予定地範囲とする。
- ・ 造成工事に当たっては、実施設計に基づき土壤汚染対策法の申請等を行うとともに、関係法令に遵守した計画とすること。
- ・ 造成に必要な土量は、本県が事業予定地付近に準備し提供する。なお、工事請負事業者は、本県が提供する土に対して、造成に必要な各種試験を実施し適正な施工を行うこと。

### 3-2-3 場内整備に係る要件

#### (1) 場内雨水排水

- ・ 施工範囲内において、雨水が滞留することのないよう、雨水排水計画を行うこと。
- ・ 雨水側溝、排水柵、マンホール等は、通行車両等を考慮したうえで上部荷重に見合うものを設けること。
- ・ 二次製品の使用にあたっては、できる限り地場産品を利用すること。

#### (2) 汚水排水工事

- ・ 汚水排水は、「生活排水」と「プラント排水」に分けられる。計画に当たっては、既存の地下埋設物等との干渉を十分に考慮したうえで埋設位置、埋設深さを決定すること。
- ・ 管路の埋設深さについて、やむを得ず0.6m以下（浅層埋設）とする場合には、本県と協議のうえ決定すること。

- ・ 今後、本県が大館処理センター内で行う事業において、本事業で布設した 0.6m 以下の埋設物が支障となり、計画上不具合が生じる場合には、民間事業者は移設等適切な対応を自らの負担において行うこと。
- ・ 汚水桝、マンホール等は、通行車両等を考慮したうえで上部荷重に見合うものを設けること。
- ・ 二次製品の使用にあたっては、できる限り地場産品を利用すること。

### (3) 道路工事

- ・ 舗装はアスファルト舗装とし、施工前に CBR 試験を実施して最終仕様を決定すること。
- ・ 道路は十分な強度と耐久性を持つ構造とし、必要箇所に白線、車線誘導標、側溝、縁石等を適切に設け、車両の交通安全を図ること。
- ・ 道路や通路を横断する開溝部分は、騒音を防止するため、固定式のグレーチング蓋付とすること。
- ・ 道路には、融雪等の降雪対策を講じること。

### (4) 駐車場及び待避場工事

- ・ 舗装はアスファルト舗装とすること。路面厚は構内舗装道路に準拠すること。
- ・ 車止めの設置及び、白ライン等を表示し、適宜植栽帯を設けること。
- ・ 脱水ケーキ等の搬入時は、搬入車両が集中した場合においても渋滞を起こさないように駐車又は待避スペースを十分に確保すること。
- ・ 事業予定地内に学校等の見学者を想定した駐車スペースを確保すること。
- ・ その他の駐車スペースの駐車台数は提案による。
- ・ 駐車場及び待避場には、融雪等の降雪対策を講じること。

### (5) 外灯工事

- ・ 必要な場所に屋外灯（節電型）を設置すること。
- ・ 歩行者通路には屋外灯及び防犯モニタを設置すること。

### 3-3 建築設備に関する要件

---

- ・ 各建物、居室等には、必要な建築機械電気設備を整備すること。
- ・ 建築機械・電気設備において、腐食環境にある部屋については、耐食性のある材質とすること。
- ・ 建築設備の給排水管、各種ダクト、空調設備等は、維持管理及び修繕が容易な構造とすること。
- ・ 有人室（監視制御室等）は事務所衛生基準規則で規定される「事務室の環境管理」の基準を遵守すること。
- ・ 設備機器は、節電型・節水型の機器を使用すること。
- ・ AEDを一箇所以上設置すること。

#### 3-3-1 建築機械設備

##### (1) 給排水衛生設備

- ・ 給水設備の地中埋設管の管材質は、HIVP管を使用すること。
- ・ 搬入車両の運転手等が利用できるトイレを本施設の建物内に設置すること。
- ・ 必要箇所に、手洗い場、給湯室等を設置すること。
- ・ 給排水衛生設備は、必要に応じて凍結防止対策を行うこと。

##### (2) 空調設備

- ・ 空調設備は、各部屋の用途に応じて設置すること。
- ・ 豪雪地帯である地域特性を十分に考慮し、凍結又は積雪等による動作不良が生じない方式・仕様を選定すること。
- ・ 防火区画の冷媒管貫通部は、建築基準法に適合する工法により処理すること。

##### (3) 換気設備

- ・ 換気設備は、各部屋の用途に応じて設置すること。
- ・ 換気設備は、各部屋の風量バランスを考慮し、空調設備と調和のとれたものとする。
- ・ 豪雪地帯である地域特性を十分に考慮し、凍結又は積雪等による動作不良が生じない方式・仕様を選定すること。



### 3-3-2 建築電気設備

#### (1) 照明・コンセント設備

- ・ 照明設備の機種及び配置には、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮すること。
- ・ 照明器具は、プラント機器、配管、配線、ラック、換気ダクト等の設置位置を考慮して器具を設置すること。
- ・ 各室の照度は「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房庁営繕部設備環境課監修）」及び JIS 規格による照度を確保すること。なお、3-4-3 項の汚泥資源化設備を配置する室の照度は、200 (lx) 以上とすること。
- ・ 従事職員や見学者等の安全を確保できるよう非常照明及び誘導灯を設置すること。
- ・ コンセントは、用途に応じて防水、防爆、防じん型の器具とすること。

#### (2) 通信・弱電設備

- ・ 電話設備を設置し、構内及び外部との電話連絡を可能とすること。
- ・ 構内連絡放送用として、拡声放送設備を設けること。構内各所で適当な音量で聴取可能なスピーカーを取り付けること。また、構内電話から呼び出し放送が行えること。
- ・ 脱水ケーキ等の搬入車両と監視室との連絡を可能とするための連絡用設備を設置すること。なお、連絡用設備は、搬入車両から操作しやすい建物外部に設置すること。

#### (3) 雷保護設備

- ・ 関係法令等に規定する場所に、雷保護設備を設置すること。

### 3-3-3 消防設備

- ・ 消火栓設備（湿式・乾式）、消火ポンプの水源、消火器、その他消火活動に必要な設備を、所轄消防署と十分協議のうえ、適切なものを設けること。
- ・ 火災報知設備の受信機は運営事業者用事務室に設置し、副受信機は必要な箇所に設置すること。また、大館処理センター管理棟の中央監視室へ通報できるよう既設の受信機までの接続工事を行うこと。

### 3-4 機械設備に関する要件

---

本事業の機械設備は、以下とおりとす。ただし、次の設備のうち、要求水準の性能を満足したうえで、処理方式の特性により必要又は不要と考えられるものを本県の承諾を受け、追加又は省略することができる。

#### 3-4-1 計量設備（トラックスケール）

本設備は、1-5-1 項に示す各処理対象施設から搬入する脱水ケーキ等及び資源化物の計量を行うものである。また、本設備は、計量法による定期検査を受検し、検査に合格したものを使用すること。

(1) 形式

- ・ ロードセル

(2) 秤量・基数

- ・ 最大秤量：任意、最小目盛 10kg
- ・ 基数：任意

(3) 設備計画

- ・ 計量設備は、ピット式とし屋内設置とすること。
- ・ 付属機器として、計量装置、データ処理及び記録装置、カードリーダーポスト等を設置すること。
- ・ データ処理及び記録装置は、搬出入情報（処理対象施設、搬入回数、搬入量等）に対して管理・記録できるシステムとし、バックアップ機能を備えていること。

#### 3-4-2 脱水ケーキ等受入れ設備

本設備は、1-5-1 項に示す各処理対象施設から搬入する脱水ケーキ等を受入れ、一次貯留し、汚泥資源化設備へ供給する設備である。

(1) 形式

- ・ 任意

(2) 容量・基数

- ・ 任意

(3) 材質

- ・ 腐食及び摩耗に十分耐え、堅牢なものとする。

(4) 設備計画

- ・ 1-5-1 項に示す複数の処理対象施設から搬入される脱水ケーキ等に対し、汚泥量及び汚泥性状を可能な限り均一となるよう考慮した設備計画とするとともに、安定的かつ柔軟に対応できる設備能力・仕様とすること。

(5) 臭気対策

- ・ 臭気対策について、十分に考慮すること。

(6) 乾燥汚泥の受入れ

- ・ 藤里浄化センターから搬入する汚泥は、当面乾燥汚泥の状態による搬入となる。この条件に柔軟に対応できる受入れ設備及び後段設備構成とすること。なお、運営期間中に、藤里浄化センターの当該設備の改築により、乾燥汚泥から脱水ケーキの搬入に変更となった場合には、必要な変更措置について本県との協議に応じること。

### 3-4-3 汚泥資源化設備

本設備は、脱水ケーキ等を資源化する設備である。

(1) 形式

- ・ 任意

(2) 容量・基数

- ・ 任意

(3) 材質

- ・ 腐食及び摩耗に十分耐え、堅牢なものとする。

(4) 補助燃料

- ・ 任意

(5) 設備計画

- ・ 定常及び非定常時の安全性（フェイルセーフ機能、異常温度への対策、粉塵爆発への対策等）を十分考慮した設備とすること。
- ・ 1-5-1 項に示す複数の処理対象施設から搬入される脱水ケーキ等に対し、安定的かつ柔軟に対応できる設備能力・仕様とすること。
- ・ 各種プラント排水、スクラバー排水等による水処理施設への水質的な返水負荷を軽減する目的として、廃水処理設備（集塵設備等）を設置すること。

(6) 臭気対策

- ・ 臭気対策について、十分に考慮すること。

### 3-4-4 資源化物貯留搬出設備

本設備は、汚泥資源化設備で製造した資源化物を一時貯留し、搬出車両へ排出するためのものである。

(1) 形式

- ・ 任意

(2) 容量・基数

- ・ 任意

(3) 材質

- ・ 腐食及び摩耗に十分耐え、堅牢なものとする。

(4) 設備計画

- ・ 定常及び非定常時の安全性（フェイルセーフ機能、異常温度への対策、粉塵爆発への対策等）を十分考慮した設備とすること。

- ・ 1-5-1 項に示す複数の処理対象施設から搬入される脱水ケーキ等に対し、安定的かつ柔軟に対応できる設備能力・仕様とすること。
  - ・ 貯留方法、貯留容量、仕様等については、消防法及びその他関係法令等によること。また、所轄消防署及び労働基準監督署等と事前・事後の協議を行うこと。
- (5) 臭気対策
- ・ 臭気対策について、十分に考慮すること。

### 3-4-5 排ガス処理設備

本設備は、1-5-3 項の (1) 排水ガス基準を遵守するよう処理し、排ガスを円滑に大気へ放出・拡散するためのものである。

- (1) 形式
- ・ 任意
- (2) 容量・基数
- ・ 任意
- (3) 材質
- ・ 腐食及び摩耗に十分耐え、堅牢なものとする。
- (4) 設備計画
- ・ 定常及び非定常時の安全性（フェイルセーフ機能、異常温度への対策、粉塵爆発への対策等）を十分考慮した設備とすること。
  - ・ 1-5-1 項に示す複数の処理対象施設から搬入される脱水ケーキ等に対し、安定的かつ柔軟に対応できる設備能力・仕様とすること。
  - ・ 煙突高さは、1-5-3 項の (1) 排水ガス基準を満足させること。
  - ・ 温度 0℃（煙突頂部）、相対湿度 100%（地上）の外気条件において、煙突出口で白煙を生じないこと。
- (5) 臭気対策
- ・ 臭気対策について、十分に考慮すること

### 3-4-6 脱臭設備

本設備は、本施設内に発生した臭気を脱臭処理するためのものである。

- (1) 形式
- ・ 任意
- (2) 容量・基数
- ・ 任意
- (3) 材質
- ・ 任意
- (4) 設備計画
- ・ 1-5-1 項に示す整備対象施設において、臭気発生源に対する脱臭処理を行うとともに、臭気漏洩対策を講じること。

- ・ 1-5-1 項に示す複数の処理対象施設から搬入される脱水ケーキ等に対し、安定的かつ柔軟に対応できる設備能力・仕様とすること。

#### 3-4-7 用役設備

本設備は、本施設の維持管理運営に必要な各ユーティリティを供給するためのものである。

##### (1) 形式

- ・ 任意

##### (2) 容量

- ・ 任意

##### (3) 材質

- ・ 任意

##### (4) 設備計画

- ・ 定常及び非定常時の安全性(フェイルセーフ機能等)を十分考慮した設備とすること。
- ・ 本県は、利用水として、1,000m<sup>3</sup>/日までの二次処理水を供給することができる。二次処理水は、水利用の負荷変動の吸収を目的とした水槽を本施設内に設けること。
- ・ 二次処理水供給ポンプは、塩素混和池棟の施設内に設置可能とするが、既設機器の搬出入動線及び維持管理に影響のないよう十分に考慮した計画とすること。

#### 3-4-8 配管弁類

本設備は、汚泥資源化設備等の各主要設備へ脱水ケーキ等、資源化物、排ガス及び熱分解ガス、用役類等を輸送するためのものである。

##### (1) 形式

- ・ 任意

##### (2) 容量・基数

- ・ 任意

##### (3) 材質

- ・ 任意

##### (4) 設備計画

- ・ 定常及び非定常時の安全性(フェイルセーフ機能等)を十分考慮した設備とすること。
- ・ 1-5-1 項に示す複数の処理対象施設から搬入される脱水ケーキ等に対し、各種輸送物の管の詰まり、閉塞及び付着等に対して機能低下することなく、安定的に輸送できる設備とすること。

#### 3-4-9 プラント排水処理設備

本設備は、本施設のプラント排水を回収し、1-5-3 項の (5) 「汚水排水基準」の放流基準値を満足するよう処理し、分水槽に排水するためのものである。

##### (1) 形式

- ・ 任意

(2) 容量

- ・ 任意

(3) 材質

- ・ 腐食、摩耗及び高温に十分耐え、堅牢なものとする。

(4) 設備計画

- ・ 定常及び非定常時の安全性(フェイルセーフ機能等)を十分考慮した設備とすること。
- ・ 1-5-1 項に示す複数の処理対象施設から搬入される脱水ケーキ等に対し、安定的かつ柔軟に対応できる設備能力・仕様とすること。

## 3-5 電気設備に関する要件

---

### 3-5-1 受変電設備

本設備は、本施設の動力源として、大館処理センター管理棟から高圧 1 回線にて必要な電力を受電、変電し本施設へ配電するものである。

(1) 受電形態

- ・ 大館処理センター管理棟より受電

(2) 受電電圧

- ・ 6.6kV、50Hz、1 回線

(3) 力率

- ・ 98%以上

(4) 形式

- ・ 任意

(5) 機器構成

- ・ 機器構成の検討に当たっては、機能性、安全性、耐久性、保全性及び維持管理性等を考慮した機器設計を行うこと。

(6) 事業範囲

- ・ 1-4 項の (1) に示す資源化施設き電盤は、民間事業者の責任と負担により設置すること。

### 3-5-2 非常用自家発電設備

本設備は、停電等の電力停止時に、施設を安全に停止する目的及び最低限の機能確保（脱臭、保安照明等）する目的のために必要となる機器への電力供給及び運転操作を行うものである。

本設備の設置の判断は、機能性、安全性、耐久性、保全性及び維持管理性等を考慮し民間事業者によるものとする。

### 3-5-3 特殊電源設備

本設備は、本施設の運転に必要な制御電源、計装電源及び監視制御装置電源として直流電源及び無停電電源を供給するものである。

無停電電源の蓄電池形式、容量及び停電保障時間は、任意とし、機能性、安全性、耐久性、保全性及び維持管理性等を考慮し民間事業者の判断によるものとする。

### 3-5-4 運転操作設備

本設備は、本施設の各負荷への電源供給及び運転操作を行うものである。

(1) 制御盤方式

- ・ 任意

(2) 速度制御方式

- ・ 速度制御方式は任意とするが、高調波発生機器については、「高調波抑制対策技術指針（JEAG9702-2013）」に準じた対策を行うこと。

(3) 接地

- ・ 各種必要な接地極を設けること。また、インバータ機器については専用接地とすること。

(4) 機器構成

- ・ 機器構成の検討に当たっては、機能性、安全性、耐久性、保全性及び維持管理性等を考慮した機器設計を行うこと。

(5) 事業範囲

- ・ 3-4-7 項の二次処理水供給ポンプ等の運転操作設備は、民間事業者の事業範囲とする。

### 3-5-5 計装設備

本設備は、本施設の運転のために必要な流量、濃度、圧力、重量、力率等の計測を行うものである。

(1) 計装機器の選定

- ・ 計装機器は、同一又は同種の目的に対して多くの種類又は形式があるので、施設の各工程の計測目的に合ったものを選定すること。

(2) 環境条件

- ・ 建築基準法又は消防法により定められる避雷対策又は環境対策を十分に行い、信頼性及び耐久性の高い機器を選定すること。

(3) 維持管理

- ・ 維持管理において、統一可能なものは機種等を統一し、互換性や保守性の向上を図ること。

(4) 機器構成

- ・ 機器構成の検討に当たっては、機能性、安全性、耐久性、保全性及び維持管理性等を考慮した機器設計を行うこと。

各種機能の重要性を鑑み、適宜、計測機器の二重化を図り信頼性の向上化を図ること。

(5) 事業範囲

- ・ 3-4-7 項の二次処理水供給ポンプ等の計装設備は、民間事業者の事業範囲とする。



### 3-5-6 監視制御設備

本設備は、本施設の運転管理に必要な監視制御を行うものである。監視制御システムは、大館処理センター管理棟の既存監視システムとのデータリンクは行わないものとし、本施設単独の監視制御設備を設置すること。また、施設の維持管理に必要な計測量、電力量、機器の運転及び故障、日報、月報、年報のデータを記録できるシステムとすること。

#### (1) 機器構成

- ・ 機器構成の検討に当たっては、機能性、安全性、耐久性、保全性及び維持管理性等を考慮した機器設計を行うこと。

#### (2) 事業範囲

- ・ 大館処理センターの管理棟において、本施設の運転状況が把握できる監視端末を設置すること。監視端末は、全体フロー画面において施設の運転状況を確認できる程度とする。なお、監視端末への電源については、本県より供給するが、監視端末の設置及び保守管理は民間事業者の責任と負担による。なお、監視端末に表示する内容については、本県と協議のうえ決定すること。
- ・ 3-4-7 項の二次処理水供給ポンプ等については、民間事業者で監視制御を行うとともに、管理棟に設置する上記の監視端末において表示することにより、情報を共有できるようにすること。
- ・ 1-4 項の (1) に示す資源化施設き電盤に係る監視・操作・記録については、管理棟内の既存中央監視制御設備に対して、必要な改造を行うこと。なお、詳細については、本県に確認のうえ決定すること。

## 4 施設の引渡しに関する要件

---

### 4-1 試運転

---

#### 4-1-1 試運転

- ・ 各工種の据付工事完了後、工期内に試運転を行うこと。この期間は、受電後の単体機器調整、無負荷運転、負荷運転、性能試験、性能試験結果確認等を含めて90日間以上とする。
- ・ 試運転は、民間事業者が本県とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき、工事請負事業者において運転を行うこと。
- ・ 工事請負事業者は試運転期間中の運転記録を作成し、本県へ試運転報告書として提出すること。
- ・ 試運転の実施において、本施設に故障及び不具合等が発生した場合は、その原因及び改善内容を本県に報告すること。なお、改善に際しては、工事請負事業者はあらかじめ改善実施要領書を作成し、本県の承諾を得ること。
- ・ この期間に行われる調整及び点検には、本県の立会を要し、発見された修繕箇所及び物件については、その原因及び修繕内容を本県に報告すること。なお、修繕に際しては、工事請負事業者はあらかじめ修繕実施要領書を作成し、本県の承諾を得ること。

#### 4-1-2 試運転期間中の環境対策

- ・ 試運転期間中（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）においても、環境に影響を与えないよう、十分配慮すること。

#### 4-1-3 教育訓練

- ・ 民間事業者は、本施設の運営業務の従事職員に対し、操業に必要な設備機器の運転、管理及び取扱いについて、事前に本県に提出・確認を得た教育訓練計画書及び教育訓練用運転手引書に基づき、試運転期間中に十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む。）を行うこと。

#### 4-1-4 試運転期間中の費用負担

- ・ 本県は、工事請負事業者と協議のうえ試運転に必要な処理対象物の搬入のみを行う。それ以外の運転、資源化物等の資源化及び適正処分に係る費用は全て民間事業者の負担とする。
- ・ 試運転期間中に発生した資源化物及び副製造物は、工事請負事業者の責任において利用又は処分する。なお、資源化物の売却により利益が生じた場合には、民間事業者に帰属する。

## 4-2 性能試験項目

引渡性能試験における試験項目と方法を示す。予備性能試験における試験項目と方法は、引渡性能試験に準じる。

表 4-1 性能試験の項目と方法

番号	試験項目		保証値	試験方法	備考
1	資源化処理能力		要求水準書に示す脱水ケーキ等の量及び性状において、実施設計図書に記載された処理能力以上	(1) 処理能力試験方法 本県が準備した脱水ケーキ等を使用して、要求水準書に示す脱水ケーキ等の量及び性状において、実施設計図書に記載された処理能力の確認を行う。	3 日以上の定格運転時とする。
2	資源化物	発熱量	要求水準書に示す品質基準以上、かつ実施設計図書に記載された数値以上	(1) サンプル場所 資源化物貯留搬出設備及び搬出先の到着時 (2) 測定回数 各 2 回以上 (3) 測定方法は本県の承諾を得ること。	
		含水率			
3	排ガス		1-5-3 項の公害防止基準に示す数値以下	(1) 測定場所 排気出口 (2) 測定回数 1 回/箇所 (3) 測定方法は本県の承諾を得ること。	3 日以上の定格運転時とする。
5	騒音		1-5-3 項の公害防止基準に示す数値以下	(1) 測定場所 大館処理センターの敷地境界 (2) 測定回数 1 回 (3) 測定方法は「騒音規制法」による。	3 日以上の定格運転時とする。
6	振動		1-5-3 項の公害防止基準に示す数値以下	(1) 測定場所 大館処理センターの敷地境界 (2) 測定回数 1 回 (3) 測定方法は「振動規制法」による。	3 日以上の定格運転時とする。
7	悪臭		1-5-3 項の公害防止基準に示す数値以下	(1) 測定場所 大館処理センターの敷地境界及び本県の指定する場所 (2) 測定回数 各 1 回 (3) 測定方法は「悪臭防止法」による。	3 日以上の定格運転時とする。
8	汚水排水 (生活排水/プラント排水)		1-5-3 項の公害防止基準に示す数値以下	(1) 測定場所 本県の指定する場所 (2) 測定回数 各 1 回 (3) 測定方法は「水質汚濁防止」等による。	3 日以上の定格運転時とする。
9	緊急作動試験		機器の故障など、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認する。	測定方法は本県の承諾を得ること。	—

## 4-3 予備性能試験

---

引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために、工事請負事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に本県に提出すること。

ただし、性能が発揮されない場合は、工事請負事業者の責任において対策を施し引き続き試験を実施すること。

### 4-3-1 予備性能試験の条件

- ・ 本施設について、本県が立ち会ったうえで性能保証事項について予備性能試験を実施する。
- ・ 工事請負事業者は、予備性能試験期間中の運転記録を作成し、本県へ予備性能試験報告書として提出すること。
- ・ 予備性能試験は、試験期間の1日前から定格負荷運転に入るものとする。
- ・ 予備性能試験期間は、試験前の1日前の定格負荷運転日を除き、連続3日間以上とすること。
- ・ 試験時における処理対象物が、計画処理対象物量及び計画汚泥性状を逸脱することが想定される場合は、補正等を行うものとするが、事前に本県と十分な協議を行うこと。
- ・ 性能保証事項等の計測分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関（計量証明の登録事務所等）とすること。
- ・ 予備性能試験の一環として、停電や機器の故障など、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認する。
- ・ 予備性能試験の結果、所定の性能を達成することができなかった場合、工事請負事業者が自らの費用負担で必要な改造、調整を行い、当該未達項目について、原則として改めて本県の立会いのもと、再度試験を実施すること。
- ・ 予備性能試験成績書は、この期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。

## 4-4 引渡性能試験

---

工事請負事業者は、工事期間中に引渡性能試験を行うこと。

引渡性能試験は、本県の立会のもとに性能保証事項について実施すること。

### 4-4-1 引渡性能試験の条件

- ・ 本施設について、本県が立ち会ったうえで性能保証事項について引渡性能試験を実施する。
- ・ 工事請負事業者は、引渡性能試験期間中の運転記録を作成し、本県へ引渡性能試験報告書として提出すること。
- ・ 引渡性能試験は、試験期間の1日前から定格負荷運転に入るものとする。
- ・ 引渡性能試験期間は、試験前の1日前の定格負荷運転日を除き、連続3日間以上とする。
- ・ 試験時における処理対象物が、計画処理対象物量及び計画汚泥性状を逸脱することが想定される場合は、補正等を行うものとするが、事前に本県と十分な協議を行うこと。
- ・ 性能保証事項等の計測分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関（計量証明の登録事務所等）とする。
- ・ 引渡性能試験の一環として、停電や機器の故障など、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認すること。
- ・ 引渡性能試験の結果、一項目であっても所定の性能を達成することができなかった場合、工事請負事業者が自らの費用負担で必要な改造、調整を行い、改めて本県の立会のもと、再度引渡性能試験を実施すること。
- ・ 引渡性能試験成績書は、この期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。
- ・ 2-1-3 項の(2)に示した事後調査計画書に基づき、「試運転」、「予備性能試験」、「引渡性能試験」の期間中において、事後調査を実施し事後調査報告書を本県に提出すること。
- ・ 事後調査の結果を踏まえ、追加の環境保全措置が必要な場合は、工事請負事業者の責任と負担において必要な措置を講ずること。

## 4-5 性能試験等に係る費用

---

- ・ 予備性能試験、引渡性能試験に必要な費用については全て工事請負事業者負担とする。
- ・ 予備性能試験、引渡性能試験期間中に発生した資源化物及び副生成物は、工事請負事業者の責任において利用又は処分する。なお、資源化物の売却により利益が生じた場合には、民間事業者に帰属する。

## 4-6 引渡し

---

- ・ 工事竣工とは、要求水準書に示す全ての工事が完了したことを指す。
- ・ 工事竣工後、契約書に規定する完成検査を受け、検査に合格した時点で本県へ引渡しを行うこと。

## 4-7 性能保証

---

### 4-7-1 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て工事請負事業者の責任により発揮させなければならない。また、工事請負事業者は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために必要なものは、本県の指示に従い、工事請負事業者の負担で施工すること。

### 4-7-2 性能保証事項

#### (1) 処理能力・環境等に関する事項

- ・ 「4-2 性能試験項目」に示す項目での保証値を満足すること。

#### (2) その他

- ・ 上記に定めるものの他、要求水準書に記載された技術要件を全て満たしていること。

## 4-8 瑕疵担保

---

設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障は、工事請負事業者の負担にて速やかに補修、改造又は取替を行うこと。

工事請負事業者は、施工の瑕疵に加えて設計の瑕疵についても担保する責任を負う。

瑕疵の改善等に関しては、瑕疵担保期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本県は工事請負事業者に対し瑕疵改善を要求できる。

瑕疵の有無については、適時瑕疵検査を行いその結果を基に判定する。

### 4-8-1 設計の瑕疵担保

- ・ 工事請負事業者は、実施設計図書の引渡し後、3年間において、実施設計図書に係る瑕疵の全ての責任を負う。また、実施設計図書について、本県が瑕疵を確認したことをもって工事請負事業者の設計の瑕疵に係る責任を回避し得ない。また、その瑕疵が工事請負事業

者の故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間に於いて、実施設計図書に係る瑕疵の全ての責任を負う。

#### 4-8-2 施工の瑕疵担保

- ・ 工事請負事業者は、施設の引渡し後、2年間に於いて、施設に係る瑕疵の責任を負う。また、その瑕疵が工事請負事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間に於いて、施設に係る瑕疵の責任を負う。
- ・ 引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、工事請負事業者が性能試験要領書を作成し、本県が性能試験要領書に基づいて性能及び機能の確認試験を、工事請負事業者の負担において行う。
- ・ 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、工事請負事業者の責任において速やかに改善すること。
- ・ 瑕疵が発生した部材及び装置類等については、設計の見直しも含めて再検討を行い、本県と協議のうえ修補、改造、又は取替えを行うこと。
- ・ 瑕疵判定の基準は、設計性能との差異が認められた場合、構造上・施工上の欠陥が発見された場合、外観上摩耗、変形、漏れ、亀裂、剥離、脱落等が認められた場合、運転に支障を来す事態が発生した場合及び主要装置の耐用が著しく短い場合等である。

#### 4-8-3 瑕疵の判定・補修に要する経費

- ・ 瑕疵判定に要する経費、瑕疵担保期間中に生じた瑕疵の補修に要する経費は、工事請負事業者の負担とする。

## 5 運營業務に関する要件

### 5-1 基本的な要件

施設の運營業務に当たり、最低限以下に示す要件を満たすとともに、各種関係法令等を遵守し、適正な運営上の管理を行うこと。

#### 5-1-1 事業実施計画書及び年度実施計画書の作成

- ・ 運営事業者は、運営期間全体の事業実施計画書及び初年度の年度実施計画書を、初年度の運営開始1か月前までに完成させ、本県に提出すること。
- ・ 次年度以降の年度実施計画書の作成に当たっては、本県と十分に協議を行った上で、毎年度の2か月前までに完成させ、本県に提出すること。
- ・ 事業実施計画書及び年度実施計画書の内容は原則として表5-1のとおりとする。
- ・ 運営体制については、緊急時の連絡体制を含むものとし、周辺地域や周辺施設との連絡方法等は本県と協議すること。
- ・ 修繕計画は、短期、中期、長期計画に分けて具体的に記載すること。また、記載内容としては、修繕対象物及び修繕内容、修繕期間中の仮設対策及び安全対策並びに運営方法等について記載すること。
- ・ 事業実施計画書及び年度実施計画書は、その全ての電子データも報告書の提出時期に併せて、本県に提出すること。

表 5-1 事業実施計画書及び年度実施計画書の内容

	事業実施計画書	年度実施計画書	変更時に提出するもの
運営体制	○	—	○
運営マニュアル	○	—	○
安全作業マニュアル	○	—	○
事故対策マニュアル	○	—	○
防災及び減災マニュアル	○	—	○
運転維持管理計画	○	○	—
保守点検計画	○	○	—
修繕計画	○	○	—
物品等の調達・管理計画	○	○	—
セルフモニタリング実施計画	○	○	—
財務計画	○	○	—
提案事項の履行計画	○	○	—
上記の電子データ	○	○	○



## 5-1-2 報告書の作成

- ・ 運営事業者は、年度事業実施計画の履行状況について、項目ごとに報告書を作成し、以下の期日までに本県に提出すること。
  - 日報 : 翌営業日以内
  - 月報 : 5 営業日以内
  - 四半期報 : 10 営業日以内
  - 年報 : 1 か月以内
- ・ 報告書記載内容については、本県と協議のうえで決定すること（例を表 5-2 に示す）。なお、報告書に添付しない日常点検記録や運転マニュアルに定める記録等の各種書類についても、本県が閲覧できるよう整理し、保管すること。
- ・ 維持運営管理においては、経過年数に応じて、報告項目や監視項目の追加が考えられる。この点を鑑み、年度実施計画書に記載する事項については、維持運営期間を通して、本県の要求に応じ、項目追加等の対応を行うこと。

表 5-2 報告書記載内容 (例)

提出時期	書類名	インプット	運転・維持管理	アウトプット
日	日報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理量 (汚泥種類別<sup>※1</sup>)</li> <li>・運転時間</li> <li>・ユーティリティ使用量</li> <li>・環境管理記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出先における処理方法<sup>※2</sup></li> <li>・搬出量 資源化物 副製造物等</li> <li>・電力量 センター内使用電力量、瞬時電力</li> </ul>
月	月報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入量集計表</li> <li>・搬入量累積グラフ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理量 (汚泥種類別<sup>※1</sup>)</li> <li>・運転時間</li> <li>・ユーティリティ使用量</li> <li>・環境管理記録</li> <li>・点検報告書</li> <li>・月間活動表 (安全教育等の実施記録)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出先における処理方法<sup>※2</sup></li> <li>・搬出量集計表</li> <li>・搬出量累積グラフ</li> <li>・電力量集計表 (センター内使用電力)</li> <li>・電力量集計グラフ</li> </ul>
四半期	四半期報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検報告書</li> <li>・修繕報告書</li> <li>・見学者対応報告書</li> <li>・非価格要素提案事項報告書</li> </ul>		
年	年報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入量 (処理量：汚泥種類別<sup>※1</sup>)</li> <li>・搬出先における処理方法<sup>※2</sup>)</li> <li>・搬出量 (資源化物、副生成物等)</li> <li>・運営体制 (変更履歴含む)</li> <li>・実施人員 (変更履歴含む)</li> <li>・運転実績報告 (計画との差異を明確化する)</li> <li>・定期点検・修繕報告書 (計画との差異を明確化する)</li> <li>・セルフモニタリング実績</li> <li>・非価格要素提案書内容の履行実績</li> <li>・財務諸表</li> </ul>		
随時	各種保険加入状況報告書			
	分析結果報告書 (搬入汚泥及び資源化物性状分析結果含む)			
	修繕工事計画書・報告書			
	改良工事計画書・報告書			
	事故報告書			
	基準値未達事態発生報告書			
	各種マニュアル (変更があった場合)			

※1\_汚泥種類別とは、1-5-1 項、表 1-2 に示す処理対象施設 (搬入元) 毎に整理することを示す。

※2\_搬出先における処理方法とは、提案内容に記載する主となる搬出先の処理方法及び主となる搬出先の処理方法と異なる処理を行った場合の処理方法を示す。

## 5-2 運転管理業務に係る要件

---

### 5-2-1 運転業務

#### (1) 共通事項

- ・ 運営業務の従事職員は、工事請負事業者から操業に必要な設備機器の運転、管理及び取扱いについて、教育訓練計画書及び教育訓練用運転手引書に基づき、試運転期間に十分な教育訓練（法定検査のための訓練を含む）を受けること。
- ・ 運営事業者は、工事請負事業者から提出された本施設の運転マニュアル、事故対策マニュアル等を踏まえ、運営業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を本県に提出し、確認を受けること。また、必要に応じて、本県と協議のうえ、各種マニュアルを更新し、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本県に提出すること。
- ・ 施設の性能保証事項を満足した運転を行うこと。
- ・ 従事職員の労働環境が確保されていること。
- ・ 運営業務の従事職員の退任時、新たに着任した職員に適切な引継ぎを行うこと。

#### (2) 運転業務

- ・ 運営事業者は、5-2-1 項の（1）で示す各種マニュアル等を基に、安定的かつ安全に、本施設の運転及び日常点検等の運転管理に係る業務を行うこと。
- ・ 本施設の運転及び日常点検等の運転管理に係る業務は、周辺環境に対して十分に配慮すること。
- ・ 運営事業者は、処理に伴って本施設から発生する資源化物を運営事業者が搬出先まで搬送し、資源化物の定義の範疇において利活用を図ること。
- ・ 処理対象物及び資源化物並びに副製造物等は、本施設において必要な容量の貯留設備を備えた上で、適正に貯留すること。
- ・ 運営事業者は、本施設の機能を維持して安定的な処理を行うため、定期点検整備、部品調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務を行うこと。
- ・ 運営事業者は、本施設の運転に必要な重機等を調達すること。
- ・ 運営事業者は、調達する薬剤及び消耗品等を安全に保管し、必要に応じ、支障なく使用できるよう適切に管理すること。
- ・ 運営業務の従事職員はトラブル発生時に各種マニュアル（運営マニュアル、事故対策マニュアル、防災及び減災マニュアル等）に基づき適切な対応を行うこと。
- ・ トラブルが発生した際は、遅滞なく本県に報告するとともに、必要な応急措置を講じること。また、原因究明を行い、再発防止策について本県と協議し、必要な措置を講じること。なお、トラブルの定義については、事前に本県と協議し定めておくこと。
- ・ 定期点検、修繕等により施設を停止する場合には、脱水ケーキ等の処理に対し、第二の搬出先の確保等を行い、運営事業者にて対応を行うこと。

- ・ 主な搬出先による資源化物の利活用ではなく、第二の搬出先等における処理を行う場合には、汚泥の形態が資源化物又は汚泥脱水ケーキ等を問わず、事前に本県に承諾を受けること。

### (3) 人員等

- ・ 運営事業者は、運営業務を適切に行うために必要な資格の有資格者を確保し、本施設の運営業務に当たること。なお、人員の確保に当たっては、地元での雇用促進に配慮したものであること。
- ・ 運営に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門等、適切な組織構成を計画し、代表として総括責任者を置き、適切な運営業務を行うとともに、本県へ業務分掌を提出し、確認を受けること。

## 5-2-2 脱水ケーキ等の受入れ業務に関する要件

### (1) 脱水ケーキ等の受入れ要件

- ・ 運営事業者は、維持管理運営期間において、本県が定めた搬入計画に基づいて、脱水ケーキ等を常時受入れること。
- ・ 本施設の修繕期間等において、本施設で脱水ケーキ等を受入れることができない場合には、本県と協議のうえ、他の搬出先において脱水ケーキ等を処理・処分することができる。なお、他の搬出先の確保及び脱水ケーキ等を他の搬出先まで搬送するための経費及び処理・処分費は、運営事業者の責任と負担において実施すること。
- ・ 3-1-5 項に示す風水害や地震及び本施設の突発的事故等により、本施設へ脱水ケーキ等の受入れができない場合をあらかじめ想定し、複数の処理対象施設から発生する脱水ケーキ等の処理・処分できる運営上の措置を明確とし、運営マニュアル、防災及び減災マニュアルに記載するとともに、本県に報告すること。
- ・ 脱水ケーキ等の搬入条件は、添付資料 5「年次別汚泥発生量と汚泥搬入条件」を基本とするが、複数の処理対象施設を有することから、維持運営期間中に脱水ケーキ等の搬入条件を変更する場合がある。この変更については、本施設の運転運用で対応できるものについては、運営事業者はこの変更について対応すること。ただし、脱水ケーキ等の搬入条件の変更により、本施設の改造又は新たな設備等が必要となる場合には、本県との協議に応じ、必要な対応を行うこと。
- ・ 本施設の適切な維持管理・運営を行うことを目的として、処理対象施設の脱水ケーキ等を対象として、定期的（四半期毎）に汚泥性状分析を実施し、必要に応じて運転指標等の見直しを行うこと。なお、運転指標等の見直しに当たっては、変更の 1 か月前までに本県に報告すること。

### (2) 脱水ケーキ等の受入れ管理

- ・ 運営事業者は、処理対象施設から本施設へ搬入される脱水ケーキ等の受付、計量までの誘導及び作業補助を十分に行うとともに、適正に受入れ管理を行うこと。

- ・ 受入れ管理は、処理対象施設、受入れ時間、受入れ汚泥形態（脱水ケーキ又は乾燥汚泥）、搬入量、搬入回数等に対して管理・記録すること。
- ・ 搬入量の把握は、3-4-1 項に示す計量設備によって行うが、1 搬入車両当たり、脱水ケーキ等搬入時の車両総重量と退出時の車両総重量の 2 回の計測を行い、その差分をもって搬入量とすること。

### 5-2-3 資源化物の管理に関する要件と資源化物の買取り

#### (1) 資源化物の品質管理

- ・ 運営事業者は、添付資料 5「年次別汚泥発生量と汚泥搬入条件」及び添付資料 6「汚泥性状分析結果」を踏まえ、1-5-4 項の品質基準並びに技術提案書に示す基準を遵守した資源化物を製造すること。
- ・ 資源化物の品質については、基本物性（水分、灰分、元素組成、かさ比重、重金属含有量等）、燃料特性、発熱特性等が挙げられる。品質管理は、1-5-4 項の品質基準並びに技術提案書に示す基準を遵守した資源化物を搬出先到着ベース、すなわちロットの受け渡しの状態（全水分含有の状態）における分析値のベースで行うこと。なお、品質管理に必要な項目の測定頻度は、月 1 回以上とする。

#### (2) 資源化物の適正な保管及び安全管理

- ・ 1-5-4 項に定める品質基準を満足する資源化物は、大量に集積された場合、徐々に発熱して蓄熱発火する可能性や、可燃性ガスを発生し、火災あるいは爆発を引き起こす危険性を有する場合がある。また、水分の存在で発酵が促進され、これらの危険性が増加する場合もあるため、以下に挙げる項目について、4-1 項の試運転時にこれらの危険性を明らかにするとともに、必要な安全対策を講じること。
  - 火災危険性(発熱の危険性) : 酸化危険性、発酵危険性
  - 火災危険性（発火に至るかどうかの確認） : 断熱状態での発熱試験
  - 物理化学的性状の試験 : 燃焼熱量、比熱、熱伝導率
  - 大量貯蔵時の発熱発火の推定 : シミュレーションを用いて推定
  - 発生ガスの確認 : 発熱温度、発熱量及びガス発生量
- ・ 資源化物の保管及び運搬については、用途に関わらず、指定可燃物（再生資源燃料）の定義として、消防法等、関連法規に準じた基準を満足すること。また、資源化物の保管及び運搬時における安全性及び試験方法については、「下水汚泥固形燃料発熱特性評価試験マニュアル」（平成 20 年 3 月、日本下水道事業団）及び「再生資源燃料等の安全の確保に係る調査検討報告書」（平成 19 年 4 月 27 日）を参考として、管理方法を運営マニュアルに記載するとともに、日常の安全管理を行うこと。

#### (3) 資源化物の買取り

- ・ 本県は、本施設で製造された資源化物を有価にて運営事業者に供給する。運営事業者は、維持運営期間に製造した資源化物を全量買い取る。なお、資源化物の価格は、前年度の石炭平均単価<sup>※1</sup>に発熱量換算係数（8÷25.97）<sup>※2</sup>を乗じ、さらに灰分の運搬

及び処分費を考慮し 1/10 を乗じた金額（税抜）を下限として相当な価格を提案すること。なお、価格の見直しについては、契約書の定めによる。

- ・ 資源化物の所有権は、本施設の計量設備にて計量した時点で、本県から運営事業者へ移転する。

※1\_前年度の石炭平均単価：財務省の通関統計における一般炭の価格の年間平均値（2015 年の平均値は 9,606 円/t）とする。

※2\_発熱量換算係数：燃料化物とする場合の最低発熱量 8MJ/kg を石炭の発熱量 25.97MJ/kg で除した数値とし、石炭の発熱量は「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数の改訂案について- 2013 年度改訂標準発熱量・炭素排出係数表 -（独立行政法人経済産業研究所）」における輸入一般炭の総発熱量の算定値を採用する。

#### 5-2-4 資源化物の利活用に関する要件

##### (1) 資源化物の利活用

- ・ 本事業は、広域汚泥処理として、複数の施設から発生する脱水ケーキ等を原料として資源化物を製造し、この資源化物を長期間、安定的に利活用を図ることで、循環型社会の構築に寄与することを主目的とする。このため、維持管理運営期間中において、資源化物を受入れ利活用が図れる搬出先を選定・確保すること。
- ・ 運営事業者は、買い取った全量の資源化物に対して、確保した搬出先において資源化物として適切な利活用を図ること。
- ・ 資源化物の利活用として、搬出先を複数確保するよう努めること。
- ・ 資源化物とは、脱水ケーキ等の原料に対し乾燥又は炭化の改質処理を加え、燃料化物や循環資材等として再資源化したものをいう。
- ・ 運営事業者は、資源化物の搬出に必要な運搬車両を用意すること。仕様については、臭気、発火防止対策の散布水、資源化物からの水分等の漏洩が行らない対策を講じた車両とすること。

##### (2) 資源化物の利活用に係る管理

- ・ 運営事業者は、資源化物の利活用に関して、資源化物利活用計画書を作成し、本県へ提出し確認を受けること。また、利活用状況は、月報として、5 営業日以内に本県へ提出すること。
- ・ 月報の報告内容は、搬出先、搬出経路、資源化物利用量等とするが、詳細については本県と協議し決定すること。

#### 5-2-5 副製造物の利用又は処分

- ・ 副製造物は、運営事業者の責任において全量を適正に利用又は処理・処分すること。
- ・ 修繕等において発生する副製造物についても、運営事業者の責任において全量を適正に利用又は処理・処分すること。

- ・ 副製造物の収集、運搬又は処分を、運営事業者が当該副製造物の収集、運搬又は処分を行う者（以下、処理業者という）に委託する場合には、本県、運営事業者及び処理業者との間で当該副製造物の収集、運搬又は処分に係る三者契約を締結すること。
- ・ 本事業に関連する作業により、発生する副製造物の利用又は処理・処分に要する費用は、運営事業者が負担すること。

#### 5-2-6 ユーティリティに関する要件

- ・ 本施設の維持管理・運営において使用する電力は、本施設内に取引用計測器（最大需要電力計測、力率、電力量）を設置し、使用電力量と基本電力量（使用電力量按分）の費用を負担すること。なお、計測器仕様は、電力事業者の取引用計測器と同等とする。また、維持管理・運営期間中におけるデマンド管理については、本県との協議に応じること。
- ・ 本施設の維持管理・運営（プラント用水以外）において使用する上水は、無償で提供する。ただし、大館処理センター内の上水は、井水を使用していることから、使用量の上限値は、本県と協議のうえ決定すること。
- ・ 本施設の維持・運営において発生する汚水排水は、無償にて排水を受け入れるものとする。ただし、プラント排水の上限値は、本県と協議のうえ決定すること。なお、排水量の受入れ可能量については、年次別流入水量の増加に伴い、条件が異なることから、本県より上限値変更の要請があった場合には、運営事業者は協議に応じること。
- ・ 補助燃料については、燃料の種類等も含め、運営事業者の責任と負担において、適正に調達、保管、管理すること。
- ・ 本施設の維持管理・運営において使用する二次処理水は、無償にて提供する。二次処理水の供給量の上限値は、1,000m<sup>3</sup>/日までとする。なお、運営事業者に二次処理水の供給が行えない事由が発生した場合のリスクは、本県は負わないが、この対応についての協議には応じる。
- ・ 本施設の維持・運営で必要となる備品等の一切については、運営事業者の責任と負担において、適正に調達、保管、管理すること。

#### 5-2-7 公害防止

- ・ 運営に当たっては、表 5-3 に示す環境項目について計測管理を実施すること。また、測定項目は、1-5-3 項の公害防止基準による。
- ・ 環境項目は運営事業者が行うべき計測管理の最低基準を示したもので、運営事業者は必要に応じ、詳細な計測を行うこと。
- ・ 運営事業者は、計測管理結果を本県に報告するとともに、本県が情報を公開する際には必要な協力を行うこと。
- ・ 各基準値については 1-5-3 項の公害防止基準を遵守するとともに、関係法令等に準じた適切な試験方法を実施すること。
- ・ 運営期間中において、本県の策定した「生活環境影響調査書」の内容に則した環境保全措置を実施すること。

- ・ 大館処理センターの水処理施設に活性汚泥浮上や放流水質の悪化等の兆候が確認された場合には、本県の求めに応じ、水量及び水質調査に協力すること。

表 5-3 環境項目と測定頻度

項 目		測定回数
排ガス		大気汚染防止法及び秋田県公害防止条例による
騒音（夜間）		1 回/年以上
振動（夜間）		1 回/年以上
臭気	悪臭物質	1 回/年以上
	臭気指数	4 回/年以上
汚水排水	生活排水	1 回/年以上
	プラント排水	4 回/年以上

#### 5-2-8 モニタリング

- ・ 運営事業者は、運転管理業務において各種基準値等を満足するとともに、財務状況や提案書類に記載した実施項目等が的確に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を本県に報告すること。
- ・ 本県は、本県が必要と認めた場合は、運営事業者へセルフモニタリングの内容等の追加を指示できる。
- ・ 本県が自らの費用で実施するモニタリングに関して、運営事業者は運転データ等の開示を含め、本県のモニタリングに協力すること。
- ・ 本県は、モニタリングにより確認された運営業務の状況について、公開することができる。また、本施設の運営業務のモニタリングにより、運営業務の実施状況等が運営委託契約書、処理委託契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本県は、運営事業者に改善を命令し、運営事業者は自らの負担において必要な措置を講じること。

#### 5-2-9 性能未達の場合の対応

- ・ 本施設の環境性能が要求水準を満足しているか否かの判定基準として、要監視基準と停止基準を定める。
- ・ 要監視基準とは、監視対象の数値が基準を上回った場合、計測等の頻度を増加させ、原因究明や改善に向けた行動を始める監視強化状態に移行する判断基準である。
- ・ 停止基準とは監視対象の数値が基準を上回った場合、施設の操業を停止させ、原因究明や改善に向けた行動を始める停止状態に移行する判断基準である。
- ・ 本施設の維持運営において、要監視基準及び停止基準を超過した場合には、その責の所在は別として、可及的速やかに本県と協議し、改善に向けて、原因究明、改善計画の策定、改善工事の実施、試運転の実施（計測含む）等に対して遅滞なく、取り組むこと。



- 以下に示す環境性能未達の場合の対応をする場合、計測、改善などに要する一切の費用は運営事業者が負担する。ただし、天災その他不可抗力又は、運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠らず、通常避けることができない理由により起きた要求水準未達であることが明らかな場合にはこの限りではない。
- 本県は、改善計画の承諾、改善作業の完了確認等に際し、専門的な有識者等にアドバイスを求めることができる。

(1) 対象項目

本施設における要監視基準と停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測管理項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類とする。

(2) 基準値及び判定方法

本施設における要監視基準と停止基準を表 5-4 に示す。

表 5-4 要監視基準と停止基準  
(排出ガス濃度 (O<sub>2</sub>12%換算値))

指定物質	要監視基準		停止基準	
	基準値	判定方法	基準値	判定方法
硫黄酸化物 【ppm】	停止基準値 ×0.6	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	K 値=17.5 該当値	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
窒素酸化物 【ppm】	150		250	
ばいじん 【g/m <sup>3</sup> N】	—		4t/h 以上 : 0.04 以下 2~4t/h : 0.08 以下 2t 未満 : 0.15 以下	
塩化水素 【mg/m <sup>3</sup> N】		700		
ダイオキシン類 【ng-TEQ/m <sup>3</sup> N】		4t/h 以上 : 0.1 以下 2~4t/h : 1 以下 2t 未満 : 5 以下		

(3) 監視強化状態に移行した場合の対応

要監視基準を上回った場合は、次に示す措置を講じること。

- 環境測定は、通常の 2 倍の頻度で行うこと。
- 監視強化後の測定結果が依然として基準値を上回り、明らかに異常が認められる場合は、原因と責任の究明を行い、結果を本県に報告し承諾を得ること。

- 3) 上記承諾を得た後、改善が必要と判断した場合は改善計画を本県に提示し承諾を得ること。
  - 4) 上記承諾を得た後、速やかに改善計画に従い改善作業を実施すること。
  - 5) 改善作業が本県の確認のもとに完了した後、指定物質の測定を行うこと。
  - 6) 要監視状態の対応が完了し、指定物質の測定結果を本県に提出し承諾を得ること。
  - 7) 上記承諾を得て、その測定値が要監視基準を超えていないことを本県が確認した場合に、監視強化状態から復帰する。
- (4) 停止状態に移行した場合の対応
- 停止基準を上回った場合は、次に示す措置を講じること。
- 1) 停止基準を上回った原因と責任の究明を行い、結果を本県に報告し承諾を得ること。
  - 2) 上記承諾を得た後、改善が必要と判断した場合は改善計画を本県に提示し承諾を得ること。
  - 3) 上記承諾を得た後、速やかに改善計画に従い改善作業を実施すること。
  - 4) 改善作業が本県の確認のもとに完了した後、試運転を開始し、指定物質の測定を行うこと。
  - 5) 停止状態の対応が完了し、指定物質の測定結果を本県に提出し承諾を得ること。
  - 6) 上記承諾を得て、その測定値が停止基準値を超えていないことを本県が確認した場合に、停止状態から復帰する。

#### 5-2-10 遵守事項

- ・ 運営事業者は、以下に示す事項を遵守すること。
  - (1) 関連法令等の遵守
    - ・ 運営事業者は、本事業遂行に当たり関連法令等を遵守し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、本施設の延命及び事故防止を図り、運営期間終了後も引続き性能が満足されるように、適正に本施設の運営を行うこと。
    - ・ 関連法令等の遵守は運営事業者の責任と負担において行うこと。
  - (2) 許認可等
    - ・ 運営事業者は、関連法令等に基づき、運営業務に必要な許認可、報告及び届出を、運営事業者の責任と負担において行うこと。

#### 5-2-11 緊急時に備えた訓練の実施

- ・ 運営事業者は、運営マニュアルに緊急時の体制及び対応方法等を定め、年1回以上の訓練を実施すること。また、マニュアルには、運営、安全作業、事故対策、防災及び減災マニュアル等が存在するが、緊急時の事象に応じて各マニュアルに対応が記載するものであるが、全ての内容を包含する上位マニュアルとして運営マニュアルを定義する。
- ・ 実施内容等については、年度実施計画書に記載すること。
- ・ 訓練内容は、運営、安全作業、事故対策、防災及び減災等を想定したものとすること。

## 5-3 維持管理業務に係る要件

---

### 5-3-1 運転操作及び監視に関する要件

本施設の運転、操作、制御及び監視の業務を行うこと。また、本施設の運転条件を確認するとともに、設備等の早期の異常発見に努めること。なお、異常が確認された場合には、本県へ直ちに報告するとともに、速やかに復旧すること。

### 5-3-2 保守点検及び整備に関する要件

運営事業者は、各種設備機器（機械設備、電気設備、建築付帯設備）について、各設備機器が有している機能を正常に発揮するように以下の業務を行うこと。

- ア 日常点検業務
- イ 定期点検業務
- ウ 精密点検業務
- エ 法定検査業務
- オ 整備業務

### 5-3-3 修繕に関する要件

- ・ 本施設の良好な運転等を確保するために、機械設備、電気設備、土木構造物及び建築物並びに建築付帯設備を対象として、以下の業務を行うこと。
  - ア 定期修繕
  - イ 突発的故障修繕
  - ウ 大規模修繕
  - エ その他必要な業務
- ・ 機械設備、電気設備、土木構造物及び建築物並びに建築付帯設備の運転維持管理計画及び修繕計画に示したとおりの内容を確実に実施すること。
- ・ 運転維持管理計画及び修繕計画は、必要に応じて適宜見直しを行うこと。
- ・ 日常点検において必要な修繕を行った場合には、日報により翌営業日以内に本県へ報告すること。
- ・ 突発的な修繕が必要になった場合には、迅速に対策を講じるとともに、日報により翌営業日以内に本県へ報告すること。
- ・ その他必要な業務とは、盛土部（法肩、法尻）の崩れの補修、場内道路の補修をはじめ、維持管理運営において、安全性、機能性等において必要となる修繕・補修は適宜運営事業者の負担において実施すること。

### 5-3-4 電気設備保守点検に関する業務

- ・ 運営事業者は、本施設に常時勤務する従事職員の中から、電気事業法第 43 条第 1 項に定める電気主任技術者を選任すること。ただし、電気事業法施工規則第 52 条の 2 の条件を満たすものに再委託できる。

- ・ 本県及び運営事業者は、以下に示す事項について確認し業務を行うこと。
  - 運営事業者は、選任した電気主任技術者を電気事業法第 43 条第 3 項に基づき、経済産業大臣に届出を行うこと。
  - 運営事業者は、電気設備の工事維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規定を定め、電気工作物の使用の開始前に経済産業大臣に届けること。
  - 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。
  - 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

#### 5-3-5 施設管理に関する要件

運営事業者は、事業用地範囲において、衛生的な作業環境の確保するため、本施設内を清潔に保つことはもとより、本事業により緑化を行った樹木等について、除草、剪定、散水、病害虫駆除等を行い、環境の保全を図ること。

#### 5-3-6 物品等の調達

- ・ 運営事業者は、調達する薬剤及び消耗品等を安全に保管し、必要に応じ支障なく使用できるよう適切に管理すること。

### 5-4 エネルギーの有効利用業務に係る要件

---

運営事業者は、効率のよい運転計画を立案し、実行するとともに、本施設での省エネルギーに努め、施設全体でのエネルギー利用効率の向上を図ること。

## 5-5 その他運営に係る要件

---

### 5-5-1 運營業務管理

- ・ 運營業務について ISO14001 又は、それに準じた管理を行うこと。
- ・ 安全衛生には十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に本施設の運営を行うこと。
- ・ 安全作業マニュアルの作成・安全確保に必要な訓練の定期的な実施、作業環境調査や作業員の健康診断等を実施すること。
- ・ 事故対策マニュアルを基に、リスクマネジメントの考え方に沿って運営を行うこと。
- ・ 運営事業者は、本県が周辺環境モニタリングを行うに当たっては、全面的に協力すること。
- ・ 施設内の運營業務の全従事職員を対象にした定期的な連絡会議等を開催し、運転体制の緊密化を図ること。
- ・ 本施設の運營業務範囲外となる大館処理センターの従事職員との情報共有を図る目的として、情報連絡調整会議を開催すること。開催時期・回数は、運営開始初年度は年 2 回（4 月と 10 月）、次年度以降は、年 1 回（4 月）開催すること。また、本会議にて必要となる連絡及び資料等の準備は全て運営事業者が行うこと。

### 5-5-2 情報管理

- ・ 設備の運転、点検保守等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・補修・事故記録等を作成し、電子データの形で運営期間中保管するものとし、本施設の維持管理上の日報、月報、四半期報及び年報は印刷物としても保管するとともに、機器台帳等に履歴を残すこと。
- ・ 電子データのある印刷物については 3 年間、電子データのない運転日誌及び点検記録等の印刷物については事業期間中保管すること。
- ・ 電子データ及び印刷物は、毎年度終了時に本県に提出すること。
- ・ 運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目で、本県が要望する項目があった場合には、報告内容に追加すること。
- ・ 提出頻度・時期・詳細項目については、本県と別途協議のうえ、決定すること。
- ・ 作業環境測定結果は、運営期間を通じて保管すること。
- ・ 事故等が発生した場合には、状況の正確な把握ができるように、正確かつ的確な情報共有を行うこと。
- ・ 故障、事故などの現場撮影可能なものはデジタルカメラで撮影の後、本県に報告すること。
- ・ 運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類をいう）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けたうえで、株主に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 4 か月以内に本県に提出し、経営状況を報告すること。
- ・ 本県の求めに応じ、運営に係る維持管理コストデータの開示を行うこと。なお、開示内容は、搬入業務、搬出運搬業務、搬出先処理に係る業務（資源化物利活用）、資源化物処理

に係る業務、維持管理及び修繕・補修業務、その他の業務等に項目を分け、各項目で可能な限り細分化した明細内訳とすること。また、運営事業者は、本県が明細内訳の記載項目又は明細内訳内容の変更を求めた場合には、その要求に応じること。

#### 5-5-3 管理機能区域の管理区分

- ・ 維持管理には、点検、修繕、清掃、警備等を含むものとする。

#### 5-5-4 本県との連絡・調整

- ・ 運営事業者は、処理対象物の処理に関する計画、その他運営に関する計画を策定するに際しては、定期的に本県と協議を行い、円滑に運営が行われるよう留意すること。
- ・ 合理的な理由なき場合は、本県の業務改善指示に従い、業務改善を行うこと。
- ・ 地元住民等からの問合せ等に対しての一次対応は運営事業者が行い、内容を遅滞なく本県に連絡すること。

#### 5-5-5 警備業務

- ・ 不法侵入者の建物への侵入対策を講じること。
- ・ 不法侵入があった場合は、運営マニュアルに沿った対応を行うこととともに、本県に遅滞なく連絡すること。

#### 5-5-6 防災及び減災

- ・ 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報、防災及び減災マニュアルに基づき、人身の安全を確保するとともに、施設を安全に停止させること。
- ・ 重要機器の故障や停電時等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう必要に応じて施設を安全に停止させること。
- ・ 非常時においては、運営マニュアルに基づき、本県へ速やかに状況報告するとともに、事後報告(原因究明と再発防止策等)を含め、適切な対応を行うこと。
- ・ 地震、風水害、その他の災害時の稼動不備により本施設の公共性を損なわないように災害時の体制確保ができること。また、この点についても防災及び減災マニュアルに詳細な対応方法について項目毎に定めておくこと。

#### 5-5-7 保険への加入

- ・ 運営事業者は、本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。
- ・ 保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本県の確認を得ること。
- ・ 本県は、本施設の建物等について保険に加入する予定である。運営事業者は、保険の加入に必要な本施設の仕様等を提示するとともに、本県が行う保険加入に係る作業に協力すること。

#### 5-5-8 見学者対応と情報発信

- ・ 運営事業者は、本事業の目的と意義を地域住民、特に若い世代に広く周知すること。なお、周知方法の一つである施設見学については、従来の施設見学の枠組みにとらわれず、本事業の意義をはじめ、循環型社会の構築や事業継続の重要性等を、脱水ケーキ等搬入、資源化处理、資源化物の搬出、資源化物の利活用といった本事業の一連の流れに沿った説明を実体験等により分かり易く行うよう努めること。
- ・ 本県が対応する行政視察等の取り組みに対し積極的に協力すること。また、行政視察と併せ、広域汚泥資源化事業として、所管省庁の枠組みを超えた柔軟な取り組みと提案によって達成できた事業成果に対し、環境面及び経済性並びに事業継続性等の観点から本事業の特徴と優位性について広く周知するよう努めること。
- ・ パンフレット、展示物、展示資料、映像ソフト等については、将来、その内容が時代の変化に適合しなくなってきた場合等において、必要に応じて（運営期間中 1～2 回程度）更新等の対応を行うこと。

#### 5-5-9 運営に係る地元雇用

- ・ 運営事業者は、本施設の運営に際して、可能な限り地元企業からの資材調達及び地元企業への業務委託の発注を行うほか、地元雇用に努めること。
- ・ 運営事業者は、地元企業への発注内容を確認できるよう、帳票類等の管理運用に当たっては、地元企業への発注額が判別可能なようにすること。また、地元雇用等に関しても同様とする。

## 5-6 事業期間終了時の対応

---

- 運営事業者は、事業期間終了の日の3年前以降の期間において、事業期間終了後の施設の運営方法について本県の検討に協力すること。また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供、事業期間終了後の本県又は本県が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行うこと。
  - 本施設の運転、維持管理及び修繕に必要な書類等の整備及び提出（図面、維持管理・修繕履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び調達費用の内訳書等）
  - 事業終了時における本施設の維持管理修繕計画の立案、本県との協議等、必要な協力の実施
  - 本県又は本県が指定する第三者への引継業務
- 本施設に汚泥資源化設備を納入する企業は、特殊部品等の提供を含めた技術的協力を行うこと。
- 事業期間終了前に本施設が性能要件を満足していることを確認するため、運営事業者は本施設の機能確認、性能確認を実施し、事業期間終了時において引き続き5年間は、大規模な設備の修繕及び更新（消耗品の交換や定期的な設備の修繕を除くオーバーホール等）を行なうことなく、本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すこととし、これを事業契約終了の条件とする。試験の実施にあたっては、運営事業者が性能試験要領書を作成し、本県が性能試験要領書に基づいて施設の機能、性能の確認試験を行う。
- 運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行うこと。
- 事業期間終了時の物品等の取扱いについては、本県と協議のうえ決定すること。